

平成30年第4回東大和市議会定例会会議録第26号

平成30年12月11日(火曜日)

出席議員 (20名)

1番	森田真一君	2番	尾崎利一君
3番	上林真佐恵君	4番	実川圭子君
5番	二宮由子君	6番	大后治雄君
7番	関田貢君	8番	中村庄一郎君
9番	和地仁美君	10番	根岸聡彦君
11番	押本修君	12番	蜂須賀千雅君
13番	関田正民君	16番	佐竹康彦君
17番	荒幡伸一君	18番	中間建二君
19番	東口正美君	20番	木戸岡秀彦君
21番	床鍋義博君	22番	中野志乃夫君

欠席議員 (なし)

議会事務局職員 (4名)

事務局長	鈴木尚君	事務局次長	並木俊則君
議事係長	尾崎潔君	主任	高石健太君

出席説明員 (23名)

市長	尾崎保夫君	副市长	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	田代雄己君
総務部長	阿部晴彦君	総務部参事	東栄一君
市民部長	村上敏彰君	子育て支援部長	吉沢寿子君
福祉部長	田口茂夫君	環境部長	松本幹男君
都市建設部長	直井亨君	学校教育部長	田村美砂君
学校教育部参事	佐藤洋士君	社会教育部長	小俣学君
企画課長	荒井亮二君	総務管財課長	岩本尚史君
地域振興課長	大法努君	健康課長	志村明子君
都市計画課長	神山尚君	都市建設部参事	内藤峰雄君
土木課長	寺島由紀夫君	都副学校副	吉岡琢真君

社会教育課長 佐伯芳幸君

**議事日程**

第 1 一般質問

**本日の会議に付した事件**

議事日程第1

午前 9時29分 開議

○議長（押本 修君） ただいまから本日の会議を開きます。

---

日程第1 一般質問

○議長（押本 修君） 日程第1 一般質問を行います。

---

◇ 荒 幡 伸 一 君

○議長（押本 修君） 通告順に従い、17番、荒幡伸一議員を指名いたします。

[17番 荒幡伸一君 登壇]

○17番（荒幡伸一君） 皆さん、おはようございます。

議席番号17番、公明党の荒幡伸一でございます。通告に従いまして、平成30年第4回定例会における一般質問を行わせていただきます。

今回私は大きく4点にわたりまして質問をさせていただきます。

まず1点目は、ネットやゲームへの依存から子供を守ることについてであります。

近年、スマートフォンの爆発的普及で、日本では中学生の70%、高校生は90%以上と、若者世代のほとんどがスマートフォンを保有しているようでございます。両親が共働きなどにより一人で留守番をするときは、何時間もゲームに没頭する子も珍しくないようです。また、親が手を離せないときに乳幼児にスマホで遊ばせるスマホ育児も広がっており、低年齢化も進行しております。報道では、病的なインターネット依存が疑われる小中高生がわずか5年で倍増したと報じておりました。

独立行政法人国立病院機構久里浜医療センターの樋口進医師は、ネットやゲーム依存に一度はまってしまうとなかなか抜け出せない、家庭と学校が連携して子供を守る仕組みをつくるべきだと警鐘を鳴らしています。

本年6月、WHOは、日常生活に支障が出るほどネットやゲーム、SNSを使い過ぎる状態をゲーム障害、すなわち病気として正式に設定しました。国もこれを受けて、年度内に実態調査し、調査結果を踏まえて対策を検討すると発表しました。

精神科医で作家でもある岡田尊司医師は、ゲーム依存を究極の麻薬、デジタル・ヘロインと呼び、ゲーム依存の人の脳は行動や感情のコントロールにかかわる領域が委縮し、社会性や注意力、記憶にかかわる領域でも異常が起きていると説いております。

大人も心配ですが、もっと危惧されるのは脳が発達途上の子供たち。子供たちにとって大切な時間が奪われるだけでなく、注意力や社会的機能の低下によって将来まで奪われかねない事態となっているというのです。

それを裏づけるかのごとく、8月、アメリカでビデオゲーム大会に負けたことに腹を立てた男性が銃乱射事件を起こし、4人が死亡、11人がけがをし、みずからも自殺をするという大変衝撃的な事件が発生しました。子供たちがその危険性を何も知らずにゲームにのめり込んでしまったなら、取り返しのつかない状態に陥ってしまうのです。ある専門家によると、もう小学生でも手おくれだといえます。

人口減少の中、せっかく生まれてきてくれた子供たちが心身ともに健康に育ってほしいと切なる思いを込めまして、以下、お尋ねいたします。

①といたしまして、WHO（世界保健機関）は平成30年6月、ゲーム障害を新たな疾病と認定し、国もそれを受け、実態調査に乗り出すことになりました。

アとして、ゲーム障害の概要について。

イとして、当市のゲーム障害患者の実態について。

ウとして、ゲーム障害とギャンブル障害との関連について。

②といたしまして、ゲーム、スマートフォンによる悪影響から子供を守るため、ネットゲームやスマートフォン使用の制限対策について。

③といたしまして、ネットやゲーム依存に一度陥ると治療は困難であることから予防が大切であるが、依存の怖さを子供だけでなく大人も学習する必要があると考えるが、市の見解をお尋ねいたします。

次に、2点目といたしまして、がん患者や御家族への支援についてであります。

先日、市内のがんサバイバーの婦人から話をお聞きする機会がありました。

その婦人は、抗がん剤の投与が始まり、体はだるく、髪の毛は抜け落ち、手足の爪は一枚一枚剥がれて、人前には出られるような状態ではありませんでしたが、家族のために今でも必死に働いているとおっしゃっていました。また、医療用のウィッグは高額なため、安いかつらを2種類買ってごまかしたともおっしゃっており、少し伸びた自分の髪の毛を見せてくださいました。

このような方への心のケアを含めた細やかなケア方法はないものかと探していると、たまたまテレビでアピアランスケアの放送が目にとまりました。アピアランスケアは、今後がん患者の方々が仕事などで社会生活を送るために必要な支援策の一つとして大変重要になってくると考えられます。

治療法や検査技術の進歩により、がん患者の5年生存率は10年ほど前に53%から62%に伸び、早期がんの多くで90%を超えております。がんが治った人や、治療を受けながら仕事などの社会生活を営む人は今後ますますふえると考えられます。治療と仕事の両立を初めとする生活支援を一層進め、がん対策の柱の一つであるがんとの共生の一助の施策として今後計画を検討すべきと考えます。

そこでお伺いいたします。

①といたしまして、外見変化に関するがん患者の悩みに対し、医学的、技術的、心理的に支援するアピアランスケアへの当市の取り組みと課題、今後の支援環境についてお尋ねいたします。

次に、小児がんの治療等を受けた場合、接種済み予防接種の抗体が失われてしまうことがあるため、再接種をしなければならない可能性があります。その再接種については、任意の予防接種として全額自己負担となってしまいます。

現行の予防接種法では、長期にわたる治療や療養のため定められた期間にワクチン接種をすることができなかった子供については救済制限があります。しかし、定期接種後の治療等により抗体を失った場合の再接種については何の救済措置もない状況です。小児のころに接種する予防接種は10種類ほど、ワクチンによっては複数回接種が必要なものもあり、仮に全てが再接種となれば20万円程度の自己負担となってしまいます。

先日、市内にお住まいで、小児がん闘い続け大変御苦労された方から話を伺い、今現在も闘病している子供と御家族に対して支援の手を差し伸べることができないものかと考えさせられました。

そこで、②といたしまして、小児がん治療等による抗がん剤や骨髄移植で抗体を失った子供への定期予防接種の再接種費用の助成に関する現状と課題、今後の取り組みについてお尋ねいたします。

次に、3点目といたしまして、文化財・伝統芸能についてであります。

地域固有の伝統文化・芸能は、地元に対する愛着を深め、まちづくりへの参加意識を育てる貴重な資源でもあります。担い手不足によって一度中止すると伝来の技術が受け継がれなくなり、復活させるのには大変なエ

エネルギーを要します。地域住民が地元の魅力を再認識し、伝統文化の存続に頑張っておられますが、地域の取り組みだけでは限界があるのではないかと考えます。

そこで、以下お伺いいたします。

①といたしまして、神社仏閣の保存や修繕について。

②といたしまして、伝統芸能の保存、継承の現状と課題についてお尋ねいたします。

最後に、4点目といたしまして、除雪の対応についてであります。

平成30年第1回定例会において、1月22日の大雪による除雪対応につきましてさまざまお伺いをさせていただきました。

今シーズンは記録的に初雪がおくれておりましたが、北海道などでは本格的な雪のシーズンが到来し、東大和市でも寒さが厳しい日が多くなりました。日に日に積雪を心配する声が高齢者や湖畔地域の方々から寄せられております。

そこで、以下、お伺いいたします。

①といたしまして、今シーズンの関東甲信地方の降雪量は平年並みか多いとの予想だが、平成30年第1回定例会での一般質問後にどのような検討がなされたのか伺います。

②といたしまして、除雪装置の一種であるスノープラウ等を活用して、生活道路や駐車場（民間駐車場を含む）の除雪ができないか伺います。

③といたしまして、除雪した雪の置き場として空堀川を利用することができないか伺います。

この場での質問は以上とし、再質問につきましては、御答弁も踏まえまして自席にて行わせていただきます。よろしくお願ひいたします。

〔17番 荒幡伸一君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 皆さん、おはようございます。

初めに、ゲーム障害の概要についてであります。WHOによる国際疾病分類によりますと、持続的または再発性のゲーム行動パターンで、治療が必要な精神及び行動の障害の疾患として分類されたものであります。

ゲーム障害は、ゲームをしたい衝動が抑えられなくなり、日常生活よりゲームを優先し、健康を損なうなどの問題が起きてもやめられないといった症状があらわれるとされております。

次に、市のゲーム障害患者の実態についてであります。WHOが公表した国際疾病分類は、平成31年5月のWHOの総会に提出、承認され、その後、平成34年1月に施行される予定となっております。

日本国内での適用につきましては、専門部会などで審議を行うとされており、現時点におきましては新たな国際疾病分類が適用されておりませんことから、ゲーム障害患者の実態は不明となっております。

次に、ゲーム障害とギャンブル障害との関連についてであります。ゲーム障害は精神及び行動の障害として分類されており、ギャンブル障害と同様にその行動を本人自身でコントロールすることが難しい状況となり、その行き過ぎてしまう行動のためにさまざまな健康問題や社会問題を引き起こすことがあるとされております。

なお、ギャンブル障害は、本人、家族の日常生活及び社会生活に支障を生じさせるだけでなく、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の重大な社会問題を生じさせる精神疾患とされております。

次に、ネットゲームやスマートフォン使用の制限対策についてであります。教育委員会では、児童・生徒がこれらの機器の利便性や危険性等を小中学校において学ぶ機会を設けるとともに、家庭や学校におけるこれ

らの機器の使用に関するルールづくりを推進しております。

詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、依存症にならないための予防啓発についてであります。国は、依存症の一つであるギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進し、国民の健全な生活の確保を図り、安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的としたギャンブル等依存症対策基本法を平成30年10月に施行したところであります。

現時点におきましては、ゲーム障害が明確に規定されていないこともあり、該当するものではありませんが、本法律が依存症にならないための予防啓発の指標となり得るものと考えております。

今後本法律に基づくギャンブル等依存症における対策等を参考にしながら、依存症予防の啓発について研究してまいりたいと考えております。

次に、アピアランスケアへの取り組み、課題及び今後の支援環境についてであります。市におきましては現在アピアランスケアには取り組んでおりません。

厚生労働省が実施したがん患者と家族に対する緩和ケア提供の現況に関する調査によりますと、がんを治療していく過程での治療の副作用などによる外見変化をケアするための支援でありますアピアランスケアの取り組みが全国のがん相談支援センターにおいて徐々に始まっているとのことあります。

また、北多摩西部保健医療圏では、災害医療センターが、また市が構成市となっております公立昭和病院が病院内にがん相談支援センターを設置し、がんに関する治療や療養に役立つ情報提供などの相談に応じております。

課題につきましては、がんはその疾患や治療の内容において個別性が高いことから、個々の状況に応じた適切な相談支援が必要であると考えております。

今後につきましては、がん相談支援センターが実施する研修や家族交流会などの事業とともに、今後充実されていくアピアランスケアを含むがん患者の悩みに対する取り組みの支援環境について情報提供を図ってまいりたいと考えております。

次に、小児がん治療等による抗体を失った子供に対する定期予防接種の再接種費用の助成に関する現状、課題及び今後の取り組みについてであります。現在市では、定期予防接種後に病気治療などにより免疫を消失された方を対象とした再接種費用の助成は行っておりません。

国は、骨髄移植などの医療行為により免疫を消失された方に対する再接種への支援を含め、予防接種そのものへの対応等について、厚生労働省が設置する審議会において実態調査などを踏まえ検討していくとしておりますことから、その状況を把握するとともに、他市の状況についても情報収集し、調査研究してまいりたいと考えております。

次に、神社仏閣の保存や修繕についてであります。市内には、由緒ある神社、寺院が多数あり、初詣やお彼岸、お盆や秋祭りなどの年中行事などが行われております。それらの建物等の保存や修繕につきましては、それぞれの管理者の方で対応していただいているものと認識しております。

次に、伝統芸能の保存と継承の現状と課題についてであります。市内には地域の伝統芸能を保存、継承している団体があり、特に毎年9月には各地域での祭礼行事にあわせ、おはやし、獅子舞などが奉納されております。

市としましては、貴重な伝統芸能を後世に残していくため、郷土資料の保存や後継者育成などを行う4団体に対しまして補助金を交付するなどの支援をしております。

今後につきましては、次代を担う若い人たちに対する人材育成や各団体の活動のPRなどが課題であると認識しております。

次に、除雪の対応についての検討についてであります。平成30年1月22日の大雪では、市が除雪を実施する道路と東大和建设同友会が除雪する道路をあらかじめ分担して対応しましたが、市内北側の急坂道路や歩道の除雪に時間がかかったこともあり、幹線道路の車道への対応がおくれ路面が凍結し苦慮しましたことから、平成30年12月下旬に実施予定の東大和建设同友会との協議において除雪の順序等について検討したいと考えております。

次に、除雪装置を活用した生活道路や駐車場の除雪についてであります。除雪装置のスノーブラウは、除雪板、ブレードとも呼ばれ、自動車などに取りつけられる除雪装置の一種であります。北海道等の豪雪地帯など除雪が頻繁に必要な地域では活用できる装置と考えますが、除雪の機会が少ない本市における必要性におきましては十分な調査研究が必要であると考えております。

また、主要な生活道路の除雪はできる限り実施することを考えておりますが、駐車場などの私有地の除雪につきましては個々で対応していただくものと考えております。

次に、空堀川を除雪置き場として利用することについてであります。空堀川を管理しております東京都に確認しましたところ、河川を雪の置き場とすることはできませんとのことでありました。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長（真如昌美君） ネットやゲームの依存から子供を守ることにについてであります。市内の全ての小中学校では、セーフティ教室の中で著作権や個人情報の保護に関する知識、発信した情報に対する責任、情報の安全な利用など情報モラルに関する教育を進めております。

また、SNS学校ルールとして、ゲームやスマートフォンなどの利用時間や約束ごとなどを学校ごとに定め、家庭と連携しながら取り組んでおります。さらに、生活指導主任会や健全育成会議などにおいて、ゲームやスマートフォンなどのトラブルに関する研修を実施しております。

今後も児童・生徒がゲームやスマートフォンなどを適切に使用できるよう、情報モラルや情報活用能力の育成に努めてまいります。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） 御答弁ありがとうございました。

では、順次再質問をさせていただきます。

最初に、ネットやゲームへの依存から子供を守ることにについてでございます。

アのゲーム障害の概要についてでございますが、WHOは、ゲームをやめられずに生活が困難になる状態をゲーム障害として疾病の一種にする方針のようではありますが、インターネットが一般的になっておりますことから、その内容について確認をさせていただきたいというふうに思います。

まずは、ゲーム障害の具体的な症状と診断基準についてお尋ねいたします。

○健康課長（志村明子君） WHOの国際疾病分類の第11回改訂版によりますと、次の4つが12カ月以上続く場合にゲーム障害とみなすとしております。1つ目は、ゲームをする時間や頻度を制御できない、2つ目は、ゲームがほかの関心事や行動に優先する、3つ目は、問題が起きても続ける、4つ目は、個人、家族、学業、仕事などに重大な支障が出ているとされております。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） では、社会生活にはどのような影響があるのか教えていただけますでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 影響といたしましては、ゲームの時間確保が最優先で生活が乱れ、食事、睡眠、排せつといった生きていく上で必要な行為すら二の次になるとされております。また、衝動の制御を担う脳の前頭前野と呼ばれる部分の機能低下とゲーム障害になるリスクとのかかわりが明らかになってきたとのことであります。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） 私はゲームは全くしないのでよくわからないのですが、調べてみますと、制作会社がユーザーを飽きさせないように次から次に仕掛けをしてきたり、またネットで複数のメンバーとつながったオンラインゲーム、これはチームで戦うので途中でなかなか抜けにくいというような仕組みになっているそうでございます。非常に巧妙に仕組みであります。

ゲーム自体が悪いとは言いません。お酒も、アルコール中毒になる人は、なることがこの病気であって、アルコールそのものには罪はないわけでございます。

また、大人もゲーム依存になると悲惨で、夫がゲームにのめり込み過ぎて子供がなかなかできない、夫がゲームに没頭して子供にかかわろうとしない、成人した子が仕事もせずに起きているときはゲームと食事のみ、やめさせようとする と 激しく抵抗する、人とコミュニケーションがとれない、ゲームをしていないときは無気力になる、やがて人格崩壊、家庭は完全に崩壊していきます。

開発者たちは、その危険性を早くから知っており、自分の子供には使用を厳しく制限していたようでございます。IT漬けで危険領域に入っていく人が身近にたくさんいたのかもしれない。

スティーブ・ジョブズは、iPadを子供たちには使わず、一緒に読書をしたり、親子の触れ合いを大切にしていたそうでございます。

それでは、伊の当市のゲーム障害患者の実態についてでございますけれども、WHOの国際疾病分類はまだ適用されておらず、実態が不明であることは承知をいたしましたので、厚生労働省の研究班が実施した中高生のインターネットの使用についての調査結果が公表されておりますが、この調査結果の詳細について教えていただけますでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 厚生労働省の研究班は、平成29年12月から平成30年2月に全国の中学48校と高校55校の全校生徒を対象に調査し、6万4,392人から回答を得たと発表しております。

その中で、ネット使用を制限できなかった、またやめようとしたらイライラしたなど、8項目のうち5項目以上該当した人をネット依存の疑いとし、高校生は16%、中学生は12.4%が該当し、中高生のいずれも女子が男子を上回り、インターネット依存が疑われる中高生は全国で推計93万人、全体の12%から16%に当たると発表いたしました。

また、30日以内に利用した端末については、中学生の7割、高校生の9割がスマートフォンを挙げ、学年別に集計した利用率は、LINEなどのチャットツールが6から9割、動画サイトが7から8割、オンラインゲームは4から5割となり、研究班は、スマートフォンの普及を背景にインターネット依存が疑われる中学生が平成24年度の5年前の調査結果の51万人から倍近くふえたとしており、対策強化の必要性を指摘しております。

以上です。



○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

インターネット依存が疑われる、中学生とおっしゃいましたが、中高生ですね、平成24年の調査結果が51万人に比べてほぼ倍増して93万人に達しているとのことでございますけれども、これはもう極めて憂慮すべき事態であり、看過できない調査結果であるというふうに思います。

それでは、本市において、小中学生が携帯電話やスマートフォン、パソコン、ゲーム機を個人的に保有もしくは使用しているのか調査を行ったことはございますでしょうか。ありましたら教えていただけますでしょうか。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 青少年を所管しております当部におきましては、現在調査集計中であります東大和市子ども・子育て支援に関するニーズ調査の中で、今回から調査対象といたしました中高生対象の調査におきまして、自分専用のスマートフォンやゲーム機器等の所有の有無、利用に関する質問項目などを取り入れてるところでございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

東京都の調査では、児童・生徒の利用状況はどのようになっているのか教えていただけますでしょうか。

○学校教育部副参事（吉岡琢真君） 小中学校におきまして毎年実施しております東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査におきましては、児童・生徒の一日のテレビゲームを含むテレビの視聴時間、一日のスマートフォンを含む携帯電話、タブレット端末、携帯電話ゲーム機やパソコンを合わせた利用時間を調査してございます。

その調査結果でございますけれども、平成29年度につきましては、テレビ等を3時間以上視聴する児童が17.4%、生徒が19.4%となっており、携帯電話等を3時間以上利用する児童が8.7%、生徒が23.2%となっております。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） 3時間以上利用している児童・生徒がすごく多いように感じますけれども、この調査結果についてどのように総括をされているのか教えていただけますでしょうか。

○学校教育部副参事（吉岡琢真君） 3時間以上利用する児童・生徒の調査結果についてでございますけれども、テレビや携帯電話等を使用することの影響を踏まえて、児童・生徒が適切なかわり方ができるようにするため、3時間以上利用する児童・生徒の割合を減らしていくことが必要であるというふうに認識してございます。

教育委員会では、現在策定を進めております第二次東大和市学校教育振興基本計画におきましても、児童・生徒の生活、学習習慣の定着に向けた取り組みを計画しているところでございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

東京新聞のこししの7月1日の記事にこのようなことが掲載されておりました。

横浜市教育委員会が市立学校に通う26万人の全小中学生を対象に行った昨年度の学力学習状況調査で、スマートフォンや携帯電話の使用時間が長いとテストの正解率が低いことがわかった。市の教育委員会は、スマホや携帯を使うルールを家庭で決めてほしいとしている。調査は昨年11月とことし2月、計約500校の市立小中学校と義務教育学校、特別支援学校で行った。学力とスマホや携帯ゲームでのインターネット閲覧、LINEなどの会員制交流サイト、SNSを利用する時間などの関係を分析した。スマホなどでゲームをする時間は

除いた。テストの正解率によって学力層を上からAからD層に4分割、小学校国語では1日3時間以上利用した児童のA層は14%にとどまり、D層は41%を占めた。利用時間が短くなるとA層がふえてD層が減る傾向があり、30分未満はA層が35%、D層が17%だった。科目や小中学校の違いがあっても同じ傾向だった。担当者は、スマホなどを長く使うと必然的に勉強時間が減り学力に影響するものではと話す、というものでございました。

当市でも同じことが考えられるのではないかとというふうに思いますので、しっかりと注視をしていただければというふうに思っております。よろしく願いをいたします。

では、ウのゲーム障害とギャンブル障害との関連についてに移りますけども、インターネットのサービスのうち、主要なものの一つにゲームがございます。ゲーム障害はギャンブル障害と同じ、精神及び行動の障害との市長の御答弁がありました。ゲーム障害が及ぼす健康問題や社会問題について伺いをいたします。

○健康課長（志村明子君） ネット依存治療部門を有します独立行政法人国立病院機構久里浜医療センターによりますと、毎日のように10時間以上アクセスし、インターネットが原因で家族や友人との関係に亀裂を生じたり、仕事や学校の勉強に支障を来しているにもかかわらずやめることができない人もいるとのことであります。

また、韓国などITの先進国におきましては、オンラインゲームを長時間利用して死亡する事故も起きており、アメリカでは、インターネットに長時間費やすことから離婚や解雇など深刻な問題が起きているとのことであります。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

先ほど壇上でも紹介させていただきました樋口進医師がこのようにもおっしゃっておりました。

ゲーム障害についてですけども、どんなことが問題かと。私どもの外来を受診されるゲーム障害の患者さんの約70%は未成年者です。ゲーム時間が長いと勉強せず、成績が下がります。夜中、明け方までゲームをするので、昼夜逆転、不登校、ひきこもりの生活になっていく若者がたくさんいます。ゲーム中はほとんど体を動かさず、食事も不規則なため、低栄養、体力低下も見られます。また、長時間のゲームは脳の神経細胞にダメージを与えることも明らかになってきました。さらに、ゲームを両親に注意されると暴言、暴力が多くなり、日常生活はすさみます。ゲーム障害の最大の悲劇は、こうして我が国の将来を担うはずの若者の将来が閉ざされてしまうことであります。

また、これからの課題として、まずはゲーム障害やゲーム過剰使用等の実態把握がなされるべきです。その結果をもとに有効な対策が講じられる必要がありますというふうに述べておりました。

まずは実態把握をしていただきますようよろしくお願いいたします。

次に、インターネット依存とはどのようなことなのか教えていただけますでしょうか。

○健康課長（志村明子君） まだ世界的には定義が一致されておませんが、専門家によりますと、インターネットに過度に没入してしまう余り、コンピュータや携帯が使用できないと何らかの情緒的いらだちを感じることで、また実生活における人間関係を煩わしく感じたり、通常の対人関係や日常生活の心身状態に弊害が生じているにもかかわらず、インターネットを精神的に絶えず求める病的な状態と定義されております。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） では、インターネット依存の判定、これはどのようにされるのか教えていただけますでしょうか。

○健康課長（志村明子君） インターネットの依存は世界的に認められた診断基準がないため、現在は2つのスクリーニングテストが依存の程度を評価する目的でよく使われているとのことでもあります。

1つ目はインターネット依存度テストで、20項目の質問から成っており、2つ目はインターネット依存自己評価スケールで、青少年用と成人用など、年齢など項目により細分化されたスケールとなっております。いずれも、高リスク使用者、潜在的リスク使用者、一般使用者などの3段階の判定となっております。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

では次に、②に移りますけども、ゲームやスマートフォン等の使用に関する市内小中学校の具体的な取り組みについてお尋ねをいたします。

○学校教育部副参事（吉岡琢真君） ゲームやスマートフォン等の使用に関する市内小中学校の具体的な取り組みについてでございますが、まず平成30年度のセーフティ教室の実施状況といたしましては、学校公開日を設定し保護者、地域の方が参観する中で、外部講師を招聘し、ゲームやスマートフォン等の正しい使い方や危険性について学ぶ授業を実施してございます。

また、特別活動や朝の時間、帰りの時間等において、小学校低学年の段階からゲームやネットの使い過ぎについて考える教材が含まれた東京都が作成、配布しております「SNS東京ノート」を活用し、発達段階に応じて情報モラル指導を行ってございます。

さらに、SNS学校ルールにつきましては、各小中学校で策定し、児童・生徒及び保護者と連携し取り組んでおります。

例えば第三中学校のSNS学校ルールには、夜9時以降はSNSを利用しない、家族と話し合い自宅でスマホを使わない日をつくる、必ずフィルタリングをつけて利用するなど8つの項目を学校ルールとして設定し、取り組んでおります。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） 今保護者や児童・生徒に対するこの具体的な取り組みをされていることは理解をさせていただきました。

それでは、先ほど教育長の御答弁で、ゲームやスマートフォンに関する教員を対象にした研修内容を行っているということがございましたけども、その詳細について教えていただけますでしょうか。

○学校教育部副参事（吉岡琢真君） 教員を対象とした研修についてでございますが、今年度開催しました生活指導主任会におきましては、各校の取り組み状況やネットトラブルの対応等を情報交換したり、警察の方から最新の情報を提供いただいたりしております。

また、今年度の健全育成会議におきましては、PTA関係者、主任児童委員、子ども家庭支援センター、警察の方などにも参加していただく中で、東京都のファミリールール事務局より講師を招聘し、ネットや携帯のトラブルの最新状況と子供を守るための対策及び家庭ルールづくりのこつについて研修したところでございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

インターネット依存のこの防止のため、さまざまなこの取り組みをしていただいていることを理解をいたしましたけども、それでは③に移らせていただきます。

予防のための啓発について、現時点での取り組みについてお伺いをいたします。

○福祉部長（田口茂夫君） ネット依存の予防の取り組みについては、まずインターネットの仕組みですとか多様なサービスなどを正しく理解することが必要不可欠であると、このように認識はしてございます。

また、近年、多機能なスマートフォンが急速に普及するとともに、使用者が低年齢化されてるということは議員からもお話がございましたとおりだというふう感じております。

スマートフォンなどのインターネットは、リスクなどのマイナス面もございますが、大変便利で、誰もが使用できる環境となっております。また、使用者を守るための対策といたしましては、ネット依存ということではないものではございますが、フィルタリングなどの対応がございまして。こういったものを活用すること、またネットの使用者を現在においては使用依存の危険から守る仕組みは十分ではないというふうには認識しております。

市では、大人も子供も含めた全ての年代の市民の皆様がインターネットのメリット、デメリット、またリスクをよく知り、適正に使用いただくことが大変重要であるというふう考えております。

特に、未成年の方の使用に当たりますと、御家族においてその使用の目的、使用場所、使用時間、料金などの支払いなど十分に御検討いただきましてルールを決めることが予防に重要であると、このように考えております。

市といたしましても、国の動向に注視するとともに、依存症の対策などを担当いたします東京都や関係機関などと予防の啓発に関する連携協力を図りながら対応してまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） よろしくお伺いをいたします。

このインターネット依存がどんなものなのか子供たちに教えることが予防にもなりますが、だめと言っただけでは、子供は隠れてもやります。子供が大人しいからとゲームばかりさせるのは子供の脳にはよくないことを親たちも理解しないとイケません。親だけでなく、孫にねだられて買い与えるおじいさん、おばあさんへも周知が必要です。そういう学校関係以外の人たちへも周知が大事ではないかというふう考えます。そうでないとなかなか解決できない問題だというふう思っております。

SNSにはまる人は、承認欲求が満たされていないからと言われております。フェイスブックの「いいね！」がたくさん欲しいというのも承認欲求の一つだというふういいうございまして。これは赤ちゃんのときから始まっているようで、赤ちゃんは授乳中、お母さんと一生懸命アイコンタクトをとろうとしております。そのときにお母さんがスマホやテレビを見て赤ちゃんのアイコンタクトに気がつかないと、赤ちゃんの承認欲求は満たされません。

さまざま研究をしていただいて、いろいろところで情報発信をしていくのは大切なことだというふう思っていますので、ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

ここで、先進地である鳥取県の取り組みを紹介をさせていただきます。

ペアレンタルコントロールとって、なかなか聞きなれない言葉でございますけれども、これは青少年のインターネットの利用を管理するために保護者が行うべき措置のことでございますけれども、インターネット依存というより、メディアを正しく使いましょうという啓発運動でございます。主にフィルタリングのことですとか、親がこういう設定をしましょうとか、どういう機器がインターネットにつながっていて、子供たちが有害サイトにつながりますという親たちが知らないようなことを啓発してくれる取り組みでございますけれども、フィル

タリングの設定率というのは50%ぐらいというふうに言われておりまして、まだまだ低い状態です。また、YouTubeでペアレンタルコントロールをわかりやすく学べるような取り組みもしておりますので、ぜひ参考にいただければというふうに思います。

もう一つ提案がございまして、平成27年度から始まった総合教育会議の過去の会議録を見せていただきましたけれども、ネットやゲーム依存のことは議題に上がっていなかったようでございます。子供たちの健全な育成のために、総合教育会議で市長からこの問題を委員の皆様にお話しをしていただいて、ぜひ認識を共有していただきたいというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○市長（尾崎保夫君） 総合教育会議、これからも、何回も開催してきたわけですが、そういった中では今言ったような今回の御質問いただいたネットとかゲームという関係のことをテーマにしたことはないわけですが、一応私も当市の重要な教育課題等について教育委員会と協議を進めているわけですが、ネットやゲーム依存から子供を守る施策も含め、今後も教育委員会と連携をしながら、当市の子供たちの健全育成を図る施策の充実に向けて協議を進めてまいります。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。ぜひよろしく願いをいたします。

せっかく生まれてきてくれた未来の宝でありますので、心身ともに健康に育ててほしいと思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、次の項目に移ります。

2、がん患者や御家族への支援についてでございます。

①ですが、がんは、医療の進歩が著しい、現在でも治療の過程で肉体的・精神的苦痛を伴うことが多々ありますが、その要因の一つとして、傷跡や脱毛など外見の変化が挙げられます。

国立がん研究センターの調査によりますと、がん治療で苦痛に思うこととして、皮膚や爪の変色、脱毛など外見にかかわる症状が多く挙げられております。特に女性は、髪の毛の脱毛が痛みや吐き気などを抜いて第1位になるなど、外見に関する悩みはがん治療の中で大きなウェートを占めています。

そこで、この悩みを少しでも軽くし、治療中も今までどおり自分らしく過ごせるように、2017年7月、国立がん研究センター中央病棟にアピアランス支援センターが開設をされました。

アピアランスとは、顔つき、容貌、印象を意味する言葉でございますけれども、外見の悩みや苦しみを少しでも解消すべく、このセンターには各種相談のほか、コスメティックインフォメーション、男性限定の外見相談などさまざまなプログラムがあります。

アピアランスケアはまだ一般的にはなっていないため、まずこの内容について確認をさせていただければというふうに思います。

○健康課長（志村明子君） アピアランスケアの内容についてでございますけれども、その内容は広く、薬を使った治療的なケアから、ウィッグなどかつらによる脱毛のカバー、またヘアケアやメイクアップなど日常的な化粧品を使ったケア、さらには外見が変化することによってほかの人たちと今までどおりの付き合いができなくなるのではないかとという悩みへの対応までを含むものとされております。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） では、アピアランスケアの主な内容についてもお願いできますでしょうか。

○健康課長（志村明子君） アピアランスケアの主な内容でございますけれども、先ほど申しましたように、具

体的なスキンケアですとか、あとネイルのケア、そういったようなものを全国のがん相談支援センター等で行っているとのことでございます。

また、身体症状そのものだけでなく、いろいろ心理的な支援も今後必要であるというふうなことも言われております。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） 広い範囲でケアをしてくださるということでございますけれども、アピアランスケアのこの現状について教えていただけますでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 現状でございますけれども、近年、がん医療の進歩により治療がうまくいくようになり、長い期間元気で過ごす患者の方もふえてきております。その結果、治療中もおうちや病院にひきこもるのではなく、お仕事をしたり、外出したり、その人らしく生きることが重視されるようになってきております。

がんやがん治療による外見の変化は、長い間、命と引きかえにやむを得ない副作用であると考えられてきましたことから、その予防法や治療法についての研究は余り進まず、またスキンケアや化粧、ヘアケアなど、日常の身だしなみにおける具体的な対処法についても科学的な検証がなく、アピアランスケアに関しては定型化された方法はまだ確立されていないとのことであります。

平成28年に国立がん研究センターにより、がん診療連携拠点病院などに医療機関において治療や指導、情報提供を行う医療従事者の方向けにがん患者に対するアピアランスケアの手引きが作成されております。そのようなことから、今後アピアランスケアの研究を深めていくとされております。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

アピアランスケアの研究が進んでいくことが確認を今できましたけれども、それでは、先ほどの市長の御答弁にありました、がん相談支援センターによる支援の詳細について教えていただけますでしょうか。

○健康課長（志村明子君） がん相談支援センターは、がん全般に関する相談に対応しており、相談員にはがん専門相談員の研修を受けた社会福祉士、精神保健福祉士、看護師などが配置されているとのことであります。がん患者の方と家族の方が参加できる交流を目的とした、がんサロンや患者会が多く支援センターで開催されているとのことあります。また、そこにおいてもアピアランスケアの取り組みが徐々に始まっているとのことあります。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） それでは、北多摩西部保健医療圏域のがん相談支援センターでの取り組みの詳細についてお尋ねをいたします。

○健康課長（志村明子君） 立川市にあります災害医療センター内のがん相談支援センターでは、専任のソーシャルワーカーが患者の方や家族の方に対して、治療や入院に対する医療費に関すること、また社会的な資源について相談対応しているとのことあります。また、患者の方と家族の方の交流会や就労支援の相談や研修を行っているとのことあります。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） では、交流会の内容についてわかりましたら教えていただけますでしょうか。

○健康課長（志村明子君） ホームページによりますと、年5回開催されており、各回ごとにテーマが決められております。これまでのうち、アピアランスケアに関するものとしましては、平成28年度に抗がん剤治療中の

メイクアップ教室、また平成29年度にがん治療中の頭皮ケアとスキンケアがテーマとなっております。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

アピアランスケアに関する内容もあるようですので、ぜひ当市の公式ホームページなどでも広報していただければと思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、アピアランスケアにかかわる助成制度を行っている自治体や、その内容について教えていただけますでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 秋田県では、がんの治療に伴い医療用補正具を使用する方に対して購入費用の一部を助成するがん患者医療用補正具助成事業を実施しているとのことでもあります。

助成対象となる補正具及び助成額は、ウィッグ、これは頭を全部覆うような仕様のものに対して1万5,000円、また乳房補正具として補正パッドや人工乳房に対して1万円となっております。

また、秋田県内の市町村のうち県の助成を受けた方に対する上乗せ助成を能代市、大館市、湯沢市、羽後町などが事業として実施しているとのことでもあります。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

秋田県ではいろいろな市が取り組んでるようでございますけども、東京都では港区ががん治療に伴うアピアランスケア助成制度を3万円または購入経費の7割のいずれか低い額を実施しておりますが、当市が今後取り組めることは何かございますでしょうか。

○福祉部長（田口茂夫君） がんにつきましては、日本人の2人に1人がかかるという病気というふうに言われておまして、近年では働きながら、あるいは御自宅で療養しながら治療を続けるという期間の長い病気になってきております。

そのようなことから、日常生活を整えながら、がんの治療やその副作用、外見変化などに上手に対応することが非常に大切であるということで私どもも認識はしております。

また、がんやがん治療に対する不安や悩みは個別の状況ごとに内容が異なりますので、その対応には専門性、個別性が必要とされますことから、御本人が通院治療している医療機関や医療従事者、もしくは専門の相談員が配置されているがん相談支援センターがその対応を行うことが適切であると考えております。

なかなか市として、財政上、補助というのがなかなか踏み込めないところではございますが、災害医療センター内のがん相談支援センターにおいてアピアランスケアの取り組みが一部始まっております。こういった今後医療用の補正具についても相談支援などの充実も期待される場所ではございます。

市といたしましては、近隣のがん相談支援センターにおけるアピアランスケアの取り組みなど、まずは地域の情報収集に努めるとともに、医療用補正具助成などにつきましては、今後他の自治体の情報収集をするなど調査研究をしてみたいと、このように考えております。

また、がんに対する正しい知識や普及啓発、がんに対する不安や悩みに対するがん相談支援センターなど、地域の専門相談支援機関などの周知につきましても情報提供をしてみたいと、このように考えております。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

ぜひ一人でも多くのがんに対する不安や悩みが解消できるように前向きに進めていただければというふうに

思いますので、よろしく願いをいたします。

では、②に移らせていただきます。

余り知られていないようですが、骨髄移植や末梢血幹細胞移植、臍帯血移植、臓器移植手術、また抗がん剤治療等を行うことにより、かつて予防接種で得られた免疫機能を失うことがあります。感染症を予防するためにはワクチン再接種が推奨されております。もちろん、医師から定期予防接種のワクチン再接種が必要であるとされた方々が再接種をすることになるわけでございますけれども、現在のこの制度では通常のワクチン接種については国の補助で行われています。

しかし、病気と闘っている子供たちへの再接種については全額自己負担となっております。それまで骨髄移植などにより膨大な治療費がかかっていることを考えると、子供たちへの再接種の金銭的な支援について何とかならないものかというふうに思います。

まずはこの小児がんについてお尋ねいたしますけれども、主な小児がんにはどのようなものがあるのかまず教えていただけますでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 小児がんは、小児がかかるさまざまながんの総称で、主なものは白血病、脳腫瘍、神経芽腫、リンパ腫、腎腫瘍などで、白血病やリンパ腫を除き大人ではまれなものばかりとなっており、胃がんや肺がんなどは子供には見られないとされております。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） では、小児がんの治療、これについてお伺いをさせていただきます。

○健康課長（志村明子君） 小児がんは、大人のがんに比べて薬物療法の効果が高いとされており、小児がんの約40%を占める白血病は抗がん剤だけで治療できることもであるとされております。そのほか、骨髄移植が適用されることもあります。また、小児がんの約20%を占める脳腫瘍は、手術による切除が優先される治療となっております。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

先ほどの市長の御答弁で、厚生労働省は今後実態調査を踏まえ検討していくとのごことでございましたけれども、現時点での見解はどのようなものなのかお尋ねをいたします。

○健康課長（志村明子君） 厚生労働省の見解についてであります。予防接種による免疫は被接種者全員に必ずつくものではなく、免疫がついていない場合の再接種まで予防接種法において認めているものではないこと、そのため、医療行為により免疫を失った場合に別途対応することは予防接種法において想定していないものであるとされております。

また、長期にわたり療養を必要とする疾病にかかった者等の定期接種の機会の確保は、一度も定期接種の機会がなかった者に対する接種機会確保のための特例であり、既に定期接種をした者の状況とは異なるため、同列のものとして取り扱いはできないとされております。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） 我が党の国会議員も厚生労働委員会で訴えておりまして、厚生労働大臣から前向きな答弁もいただいておりますので、国としても何らかの動きがあるかというふうに思いますので注視をしていただきますようよろしくお願いをいたします。

全国でも取り組む姿勢を見せている自治体がふえてきておりますが、26市の自治体の状況についてお尋ねを



いたします。

- 健康課長（志村明子君） 26市においては、稲城市が特別な理由により免疫を消失した子どもに対する任意予防接種費用助成金交付制度として実施しているとのことでもあります。

内容としましては、疾病の治療として骨髄移植手術を受けたなどの特別な理由により免疫が消失し、接種済みの定期予防接種の効果が期待できなく、再接種により免疫を得られる効果ができると医師に判断された方が任意で再度該当の予防接種を受ける場合に接種費用を助成する内容となっております。

以上です。

- 17番（荒幡伸一君） 私も調べてみましたけども、稲城市では新たな予算措置をせず、既存の事業の中でメニューをつくり対応しているそうでございます。

当市も稲城市と同じような形で対応できるのではないかというふうに思いますけども、まずは当市が現在実施している予防接種の助成制度の内容について教えていただけますでしょうか。

- 健康課長（志村明子君） 市では、定期予防接種の対象となっている期間に体調不良など、やむを得ず接種ができなかった場合に、任意接種費用について上限額を5,000円とし、一部費用を助成しております。

また、里帰りや入院などの理由により市内において接種ができない場合において、あらかじめ市に申請をし、自己負担で行った定期予防接種費用について、各予防接種ごとに設けた上限額の範囲で費用を助成しております。

以上です。

- 17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

担当部の御努力によってさまざまこの費用助成をいただいていることはとても感謝をしているところでございますけども、今後何とか前向きに取り組む考えはございませんでしょうか。

- 福祉部長（田口茂夫君） 平成30年7月に厚生労働省のほうで全国の市町村に調査を実施しておりまして、この内容によりまして、骨髄移植等の医療行為により免疫を消失した方に対する再接種に対する何らかの助成をしている自治体が全国の約5.2%というふうになっているというふうに調査結果が出ているようでございます。

また、再接種を推奨する造血細胞移植学会のガイドライン、こういったものがあるわけでございますが、こちらにおいては全般的には再接種を推奨しているものの、一部の予防接種につきましては、患者の年齢や感染症によって再接種は勧めないなどの記載もございます。

今後骨髄移植などの医療行為により免疫を消失した方に対する再接種につきましては、先ほど議員のほうからもお話がありましており、国においてもさまざま検討がされているようでございます。また、造血細胞移植学会のガイドラインの最新の見解ですとか、他の自治体の状況などさまざまな情報を収集いたしまして、今後調査研究をしてみたいと、このように考えております。

以上でございます。

- 17番（荒幡伸一君） ぜひよろしくお願いをいたします。

先ほども述べましたけども、稲城市を含む複数の自治体が、新たな予算措置をせず既存の事業の中でメニューをつくり対応しているそうでございます。そして、利用者数は決して多くないことを考えますと、病気と闘っている子供と御家族に支援の手を差し伸べることはできないかというふうに思います。日本一子育てしやすいまちとして、一人にもやさしいまちとして、ぜひ前向きに取り組んでいただくことを要望して、次の項目に移らせていただきます。

○議長（押本 修君） ここで10分間休憩いたします。

午前10時32分 休憩

---

午前10時42分 開議

○議長（押本 修君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○17番（荒幡伸一君） では、3番、文化財・伝統芸能についての①神社仏閣の保存、修繕についてお尋ねをいたします。

改めまして、市内には神社、寺院が幾つあるのか教えていただけますでしょうか。

○社会教育課長（佐伯芳幸君） 市内にある神社、寺院についてであります。東大和市が発行しました東大和市史料編の第8巻に掲載があるとおり、豊鹿島神社、高木神社、塩釜神社、狭山神社、清水神社、熊野神社、八幡神社、巖島神社、八雲住吉神社、御岳神社、日枝神社の11カ所、寺院につきましては、三光院、円乗院、雲性寺、蓮華寺、慶性院の5カ所があると把握しているところでございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

私はこの東大和で生まれ育ちましたけども、神社が11カ所で寺院が5カ所、恥ずかしながら何カ所か場所がわからない神社がありますので、今後ちょっと調べてみようかなというふうに思っております。

ところで、最近市内の神社や寺院において破損、いたずら等の被害が出ているというふうに聞いておりますけども、これはとても悲しいことだというふうに思います。このことは市のほうには報告はされているのでしょうか。

○社会教育課長（佐伯芳幸君） 市内の神社、寺院の被害状況などが市へ報告されているかについてでございますが、市内の神社責任総代等から平成30年4月に、市内の中学生により境内内において大きな音で音楽を流し御参拝の方々に御迷惑をかけたり、火災の心配につながる行為や境内の施設等を破損するなどの迷惑行為があり、生徒指導をお願いしたい旨の文書が教育長宛てに届いたところであります。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） その報告を受けて、教育委員会としてどのような対応や周知をされたのか教えていただけますでしょうか。

○学校教育部参事（佐藤洋土君） 教育委員会の対応についてでありますけれども、小中学校長宛てに通知を发出し、児童・生徒への指導を依頼しております。

内容につきましては、公共施設及び市有地等における行動のあり方等について改めて適切な指導をすること、また迷惑行為等が想定される児童・生徒については、問題行動の未然防止に向け、関係者からの情報収集、保護者、地域、警察署等との関係機関と連携して生活指導を行っていただきたいとする内容です。

今後も児童・生徒への指導を適切に行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

やはり歴史的建造物でもありますし、先人の皆様がどのような思いで守ってきたのかなど教えていただければというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

その被害があった神社や寺院を保存、修繕するため、氏子や檀家、役員の皆様などの寄附などを募り対応し

てるといふふうに聞いておりますけれども、市がこの助成をすることはできないのでしょうか。

○社会教育課長（佐伯芳幸君） 神社、寺院の保護・修繕に対する助成についてはありますが、公金の支出につきましては、憲法第20条第3項及び第89条において、宗教的活動の制限及び宗教上の組織への公金の支出に対する制限を規定しております。市内の神社、寺院の保存を修繕するためには、市が補助するには文化財の指定がない限り憲法上の制約があると認識しております。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） 市が助成できないということは理解をいたしました。

それであれば、神社や寺院が末永く保存されていくために市のほうで何か支援することはできませんでしょうか。

○社会教育部長（小俣 学君） 歴史のある神社や寺院に対する市の支援についてでございますが、議員のほうからお話がありましたとおり、歴史や伝統のある神社や寺院が壊されたりいたずらされることはとても悲しいことであります。また、一度壊されてしまいますともとどおりに直すこともできず、取り返しのつかない場合も多々あると思っておりますので、あつてはならないことだといふふうに思っております。

市のほうでは、平成29年4月にスタートいたしました生涯学習・生涯スポーツ推進計画の中におきましても、郷土文化財の保存・活用に努めると位置づけているところでございます。

そういうこともありまして、郷土博物館におきましては、毎年1月15日号の市報におきまして、国が定めた文化財防火デーのことを掲載し、文化財を火事から守りましょうという記事を載せているところでございます。

しかし、今回のいたずら等の被害もでございますので、さらに市報やホームページ、教育委員会だより、そのほか可能な手法を使って、歴史のある建造物を初め公共物や公共施設を大切にしましょうというような内容の啓発やPRを市民の皆様をお願いをしてみたいと考えております。

また、児童の皆さんにおきましては、先ほどの学校での指導に加えまして、郷土博物館の職員が行う小中学校への出張授業や見学会等の中におきましても、地域にある貴重な財産である神社や寺院を初め文化財などを大切にしよう啓発や指導をしてみたいと、そのように考えてございます。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） ぜひよろしく願いをいたします。郷土愛が育まれますようによろしく願いをしたいといふふうに思います。

それでは、②の伝統芸能の保存、継承の現状と課題についてに移りますけれども、市内にはこの伝統芸能を保存、継承している団体が4団体ありますけれども、どのような活動をしているのか教えていただけますでしょうか。

○社会教育課長（佐伯芳幸君） 市内には、地域の伝統芸能を保存・継承する団体として、清水ばやし保存会、高木獅子舞保存会、狭山ばやし保存会、芋窪囃子保存会の4つがあります。

各団体の取り組み状況としましては、地域の祭礼行事での奉納、市内での行事や老人ホーム等施設への訪問による披露など、幅広い活動をされております。

また、おはやしや獅子舞の継承や後継者の育成のために定期的な稽古など活動するとともに、道具や衣装の保存などが行われております。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） 小さな子供たちがおはやしや獅子舞など頑張っている姿を見ますとほほ笑ましく思う

のは、多分私だけではないというふうに思います。

最近、若い世代の方々や外国人住民も多く見られるようになりましたが、団体の課題について把握されていることがございましたら教えていただけますでしょうか。

○社会教育課長（佐伯芳幸君） 伝統芸能を保存・継承している団体の課題についてであります。現在活動されている方からは、おはやしや獅子舞など伝統芸能を次世代に引き継ぐための後継者の育成が難しくなっていると伺っております。

伝統芸能を継承していくことは、一つ一つの動作、せりふ、音源、リズムなどさまざまな要件が複雑にかかわっており、それらを体や目や耳、言葉などで覚えながら稽古を重ねるため、個人の練習もさることながら、全体の実演をするまでに育つまでにとても時間がかかると聞いております。

また、道具や衣装などの保存についても、手間や費用などがかかることから大変苦労があるというふうに伺っております。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

私の孫がお世話になっております獅子舞では、ささらという役で参加をさせていただいておりますけども、この役は小学生までとされており、初めころは周りの人に合わせることに苦労しておりました。しかし、本番前では楽しく稽古に励んでおり、毎年奉納する機会を楽しみにしております。

実はこの獅子舞の団体においても後継者の育成が課題になっておりますけども、市ではこのような現状をどのように捉えているのか教えていただけますでしょうか。

○社会教育課長（佐伯芳幸君） 後継者の育成に対する現状についての認識でございますが、私もことしの9月に開催されました各地域での祭礼行事を拝見させていただきました。おはやしや獅子舞などでは、その日に向けて十分稽古をして準備されてきたのかなということを感じることができました。また、すごい皆さん、多くの人の前で披露目をするということがどれだけその結果、自信につながるんだろうなというふうに思いました。

また、見てらっしゃる方々にお話を伺ったところ、毎年楽しみにしているという方も大変多く、それらの見ている方々が踊っている子供たちを熱く応援しているんだなというのを感じまして、終わりましたら盛大な拍手がその場で拍手されてたというのも非常に記憶にございます。

また、お話しの後継者の育成につきましては、経験を積んだ指導者の方々が必要なことはもちろんですが、子供たちが自信を持って披露することができる場の確保や経験を積み重ねることが必要であると思っております。

地域の方々を中心に活動されておりますが、祭礼で興味を持った子供や、またその親などが新たにそういう参加をする機会ができればいいなというふうに思っております。

また、加えて、保存会の組織を運営する役員の方々もなり手が不足しているという現実もあるようで、欠かすことのできない重要な課題でありまして、各団体の皆様が非常に苦労されているというふうに認識しております。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。今市の認識はよくわかりました。

今後ですけれども、市としてはどのような支援をしていきたいというふうに思っているのかお聞かせいただけ

ますでしょうか。

○社会教育部長（小俣 学君） 今後の支援ということでございますが、今回御質問いただきました後、伝統芸能の継承のために他市——ほかのまちでどういうことをしてるのかなというのもちよっと調べてみました。

その結果、近隣市におきまして伝統芸能をされる保存会の方々が市内の小学校へ出張授業として訪問し、地域の祭礼行事でありますおはやしなどを本番同様に披露しており、そのために博物館のほうでは窓口になってマッチングをしているということでございました。そこで披露する子供たちの中には、その小学校の在校生や卒業生などが含まれており、ほかの子供たちも地域の伝統芸能を知ってもらうよい機会になっているというふうに通っております。

また、会員募集のPRにも効果があるということでございますので、今後学校のほうにもこのような取り組みについて情報提供してみたいなというふうに通っております。

市としましても、それぞれの団体が将来にわたって地域の郷土芸能を継続し、後継者の育成などの課題を乗り越え活動が続けていけるように、各団体のお考えも確認しながら今後も支援してまいりたいと、そのように考えております。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。とてもいいことだというふうに思いますので、ぜひ進めていただければと思います。よろしく願いをいたします。

今後もこの伝統芸能が継続できるように、補助金も含めて検討していただきますようよろしく願いをいたします。

以上でこの項目の質問は終了をさせていただきます。

それでは、最後の項目となります除雪の対応についてお伺いをいたします。

すっかり冬らしい気候になってまいりました。今晚からあしたの朝にかけて関東でもあられか雪が降るかもしれないというような予報でございます。寒さが増すごとに積雪を心配する声も多く寄せられるようになってまいりました。

平成30年の第1回定例会での一般質問でさまざまこの質問をさせていただきましたが、その後の検討や対応について改めてお伺いをさせていただきます。

まず、除雪作業は幹線道路や人通りの多い道路を中心に除雪をしているということで、生活道路の除雪は困難であるとの前回の回答でありましたが、高齢者がますますふえていく中で、自分の家の前もできないという方も多くいらっしゃいます。

今後の高齢社会を考えますと、市でも生活道路の除雪を実施していくべきではないかというふうに考えますが、その後、どのような検討がなされたのかお聞かせいただけますでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） 生活道路の除雪のその後の検討についてということでございますが、生活道路につきましては、全ての道路で除雪はしないということではございません。急坂道路の一部や生活道路の中でも幹線的な道路の一部、凍結のひどい道路などは状況に応じまして市費で実施しているところでございます。

前回の御質問でも答弁させていただきましたが、積雪後は必ず除雪をしなければならない箇所が多くございまして除雪が追いつかない状況でございます。

前回と同じ答弁になりますが、市では、市民の方では除雪できないような幹線道路や急坂、歩行者の多い歩道を行うことを基本としてございまして、生活道路は地域の皆様で御協力して雪かきをお願いしたいというこ

とで考えてございます。

以上でございます。

- 17番（荒幡伸一君） 先ほども述べさせていただきましたけども、高齢化がますます進み、除雪作業ができない世帯がふえており、この地域の皆さんで協力していくということもなかなかできない地域もあります。市において何とかこの生活道路の除雪対応について検討していただくことを要望させていただきます。

次に、凍結防止剤についてでありますけども、前回の答弁で、市民の方から要望があれば配付しているとのことでしたけども、凍結防止剤の配付をしていることを情報提供していただきたいと要望させていただきましたが、今シーズンの積雪に向けてどのように考えているのかお聞かせいただけますでしょうか。

- 土木課長（寺島由紀夫君） 凍結防止剤についてでございますが、要望がございましたら、要望者の方の御自宅の前の道路の状況をお聞きし、道路に散布するという条件で少量の凍結防止剤を散布はしてございます。凍結防止剤の数も限られてございまして、凍結防止剤を配付しますとの情報提供を行いますと数多くの要望があると想定されます。

市で確保してございます凍結防止剤につきましては、市において散布することを前提としてございます。市民に配付することを前提とはしてございませんので、現在のところ積極的に情報提供していくことは、申しわけございませんが、考えておりません。

以上でございます。

- 17番（荒幡伸一君） 前シーズンはこの凍結防止剤が足りなくて苦慮されておりましたのを覚えておりますので、要望がありましたらよろしく願いをいたします。

また、大雪が予想される前などに防災行政無線で周知するとか、青パトで広報するなどの対応についてお問い合わせをいたしましたけども、青パトについては対応を検討したいというふうな答弁がございました。その後の検討についてどのようになったか、あるいは現在対応しているのかを伺います。

大雪のときだけではなく、大雨のときにおいても同様だというふうに思いますので、もう既に広報の対応をされているのかもお尋ねをいたします。

- 総務部参事（東 栄一君） 青パトによる広報についてでございますけれども、大雨時につきましては、先般の台風のときにも自主避難所の開設に当たりまして青パトによる広報を行ったところでございます。

なお、大雪の場合につきましては、青パトの安全性を考慮して、状況により運行しない場合もあり得ますけれども、できる限り対応していきたいと考えてございます。

以上でございます。

- 17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。御対応大変にありがとうございます。

まずは雪のときの状況ですけども、自分の身の安全が第一でございますので、無理をなさらないようによろしく願いをいたします。

次に、除雪する道路についてでございますけども、市内北部は急坂が数多くあり、除雪する場所は限られ、多くの急坂を除雪するのは困難であるとの答弁でありましたけども、湖畔地域は坂道が数多くあります。全箇所とは言いませんけども、住民が多く通るような主要な坂などは何とか除雪をしていただきたいというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

- 土木課長（寺島由紀夫君） 平成30年1月の大雪時の除雪のときでございますが、湖畔地域におきまして、二ツ池公園南側の開発道路の急坂1カ所と、西武団地内の生活道路1カ所の除雪を実施しました。この箇所につ

きましては凍結の連絡があったため、歩行者等の通行者の安全確保のために実施したものでございます。

基本は、先ほど答弁させていただきましてとおり、生活道路につきましては地域の皆様で協力して雪かきをお願いしたいと考えてございますが、道路が凍結して危険であり市で実施したほうがよいと判断したときにはできる限り対応していく考えでございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） 坂の上のほうに住んでいる皆さんは、雪が解けるまで外には出られない、こんなところに住むんじゃなかった、年をとったら住むところじゃないなどと切実な問題となっておりますので、できる限りよろしく願いをしたいと思います。

次に、東大和建设同友会との危機管理会議を毎年12月に行っているとのことですが、前回の質問で、高齢化で個人で行う除雪が大変になっている状況など、今後の対応のあり方については話されていないとのことでしたけども、ことしは、例えば高齢者が多い地域の対応などの話し合いを考えていらっしゃるのかどうかお尋ねいたします。

○土木課長（寺島由紀夫君） 東大和建设同友会との会議についてでございますが、本年12月下旬に東大和建设同友会と大雪対応についての調整会議を実施していく予定でございますが、高齢者の多くいる地域を限定しての話し合いは現在のところ考えてはございません。基本は急坂の幹線道路、駅前など人通りの多い歩道を中心に、凍結しやすい幹線道路の車道などの対応も含めまして、市と建設同友会の分担等の協議を行う予定でございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ぜひ困っている高齢者が多くいらっしゃることを共有していただきたいというふうに思いますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

次に、自治会との関係についてでございますけども、前回の質問で、自治会に備蓄として凍結防止剤を配付し、地域で凍結防止剤をまいてもらい、地域の安全確保のためにみずから担っていただいたらどうかとの質問に対して、こうした形での支援は現状では難しいとのことでしたけども、その考えは変わらないのかと再度確認をさせていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○地域振興課長（大法 努君） 各自治会における区域も広い範囲にわたることから、凍結防止剤を配付することになりますと数量も多くなり、多額の費用も伴います。また、市や自治会ともに凍結防止剤を保管する場所の確保においても課題がありますことから、御提案をいただきました形での支援は難しいかと認識しております。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） 了解をいたしました。

それでは、①、最後の質問となりますが、自治会の取り組みに対する市からの補助金の交付についてでございますけども、前回の答弁では、補助金の交付は考えていないとのことございました。ある自治会では1世帯当たり500円程度集めて除雪の費用に充てようというふうにしております。高齢化によって今後このような自治会がふえてくることも考えられます。

前回に引き続き再度お伺いをいたしますけども、今後このような自治会の取り組みに対して市から補助金を交付していただきたいというふうに思いますけども、いかがでしょうか。

○地域振興課長（大法 努君） 現在自治会への補助金につきましては、活動に対する支援として1世帯当たり

年額160円を世帯数に応じて交付しております。活動に対する補助の形態は自治体によりましてさまざまであり、中には防災、防犯、環境美化、子供支援、健康増進など指定された特定のテーマに取り組んでいる自治会に対して補助金の加算を行っている自治体があることは承知しております。

当市におきましては、限られた財源の中で自治会への補助金の交付に努めていることを勘案いたしますと、1世帯当たりの補助額を増額することは現在のところ困難であると認識しております。

また、現在自治会活動への側面的な支援の一つとして、4年ほど前から宝くじの社会貢献広報事業として実施されているコミュニティ助成事業を活用した取り組みを行っております。除雪に対する相談がございましたら、こうした仕組みが活用できないか調整を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

高齢化はどんどん進んでおりますので、前向きに検討していただければというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

では、②のスノーブラウ等の活用についてに移らせていただきます。

除雪装置の一種であるスノーブラウという除雪機器についてでございますけども、このスノーブラウは軽トラックなどの車両のフロント部に取りつけて除雪するもので、安価で購入でき、大変有効なものだというふうに考えております。お隣の東村山市では採用しており、庁舎の駐車場などで使用しているということでございます。

このスノーブラウを取りつけできる車両は、四輪駆動でマニュアル操作の軽トラックが必要であるというふうに確認をしております。当市にマニュアル操作の軽トラックはあるのでしょうか。また、あるのであれば何台あるのか教えていただけますでしょうか。

○総務管財課長（岩本尚史君） マニュアル操作の軽トラックについてはございません。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

オートマでしたらございますでしょうか。

○総務管財課長（岩本尚史君） オートマの軽トラックが2台ございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） 済みません、オートマでも平地であれば使用できるのかなというふうに思います。

当市の駐車場の除雪は現在職員の方で行っているというふうに思いますけども、このスノーブラウを使用すれば早く除雪ができ、市民の方が来庁したときにスムーズに駐車場が使用できることが考えられます。また、機器で行うことにより、大勢の職員の方で今まで雪かきをしていたものが少ない人数で可能になり、その分道路とかほかの部分の除雪に対応することができるのではないかとというふうに考えます。

このスノーブラウを使用したらどうかというふうに考えておりますけども、その点についていかがでしょうか。

○総務管財課長（岩本尚史君） 私のほうでも東村山市の担当部署のほうに聞き取りを行っておりますが、その中では、マニュアル操作の四輪の軽トラックが操作に必要ということが一つございます。また、夜中に降ったさらさらの新雪につきましては効果がありますが、日中や重くなった雪では作業はちょっと困難というようなことも聞いております。



現在は土木課が所管するショベルローダー、それから業務に支障がない範囲で動員をしました職員がうまく役割分担をしながら協力して効率的な除雪作業を行っておりますので、現行の運用方法で現時点では支障がないと、そのように考えております。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

ショベルローダーがあるのであれば問題ないのかなというふうに思いますので、③に移らせていただきます。

除雪した雪の置き場についてでございますけども、市長の御答弁では、置き場にはできないという東京都の回答でありましたけども、奥多摩や青梅のほうでは大雪時に河川内に仮置きしているというふうに聞いております。

当市においても、除雪した雪の捨て場や置き場が少ない中、空堀川や奈良橋川に除雪した雪を置くとか、流すとか、何とかできないものかと思っておりますけども、その点についてはいかがでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） 空堀川、奈良橋川を管理してございます東京都北多摩北部建設事務所に確認をさせていただきましたが、基本は河川内に除雪した雪を置くことも流すこともできないとのことでございます。治水のための河川でございますので、雪を置くことにより河川の断面積が小さくなり容量不足になることや、道路等で除雪した雪の中にはごみ類もまじってございまして、それによって河川を汚すことになるとのことございました。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

確かに、環境面を考えるとそのとおりでなというふうに思います。

東京都がそのように言っているのであれば仕方ないのかなというふうに思いますけども、市民の方が除雪はしたが、余りにも除雪した雪が多くてどこにもやりようがないというようなときにはどのようにすればよいのか教えていただけますでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） 大雪ということで、平成26年1月の大雪のときはかなりの積雪がございまして、除雪につきましては市においても市民の方にとっても大変であったと記憶してございます。

市では、ショベルローダーや手作業で除雪を行いまして、道路の空きスペースを利用したり、出入りに支障のないように道路脇に寄せて対処をしましたが、市民の方につきましても道路脇に雪を寄せて処理していたケースが多かったと記憶してございます。

雪は時間の経過とともに解けていくことを考えますと、そのように通行の支障とならないように除雪をしていただくことであると考えてございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） 前シーズンはこの除雪をした雪がいつまでも残っていて苦勞をしました。雪の処理ができずに路面が凍結してしまい、児童などの歩行者が転んでけがをってしまうなどが考えられるかなと思います。

道路を安全に通行できるようにすることが道路管理者の責務であるというふうに考えますが、市道の道路管理者としてどのように考えるのか、最後に伺いたいと思います。

○土木課長（寺島由紀夫君） 市道の道路管理者としてということでございますが、一般交通の用に供する施設としまして、道路の構造を保全し交通の危険防止を図るなど、道路を安全に保つことは道路管理者の責務であ

ると認識してございます。

しかしながら、積雪などで市内の多くが凍結した場合、それは道路管理者として阻止できない自然現象でございまして、可能な限り人為的に除雪をするか凍結防止剤を散布する等の方法でしか対応は困難でございまして、

道路管理者としまして、人通りの多い道路や交通利用の多い急坂路線、凍結を解消させないと危険な箇所など可能な限りの対応は行い、道路管理者だけでは対応できない生活道路などは地域で協力して除雪を行っていただくことなど、個々で対応していただくものと考えてございます。

また、広範囲に及ぶ市内の多くの道路の路面の凍結に対しましては、常時路面の凍結解消措置をとるべきことを道路管理者のみに義務づけることは適当ではないという判例も出てございまして、道路を利用する通行者が注意することによって危険を防止することも必要であると考えてございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

さまざま確認をさせていただきました。今後の超高齢化社会や異常気象を考えますと何らかの対応が必要であり、市民の安全・安心を守らなければいけないというふうに思いますので、除雪の対応に関してもぜひ前向きに検討していただくことを要望いたしまして、私の一般質問を終了させていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（押本 修君） 以上で、荒幡伸一議員の一般質問は終了いたしました。

---

◇ 中 村 庄 一 郎 君

○議長（押本 修君） 次に、8番、中村庄一郎議員を指名いたします。

[8 番 中村庄一郎君 登壇]

○8番（中村庄一郎君） 改めまして、おはようございます。もうおはようの時間じゃないかもしれないですがね。

議席番号8番、中村庄一郎です。通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

まず、1番といたしまして、防災についてであります。

1の①としまして、東大和市地域防災計画についてであります。

アといたしまして、現状と今後の課題。

イといたしまして、近年に見る豪雨の対策について。

ウといたしまして、自主防災組織についてでございます。

②といたしまして、防災訓練、水防訓練についてであります。

アといたしまして、現状と今後の課題。

③です。消防団についてであります。

アといたしまして、現状と今後の課題。

イといたしまして、組織と装備について。

ウといたしまして、ポンプ車の配備についてであります。

④といたしまして、災害時の食事における食物アレルギーの対応についてであります。

アといたしまして、現状と今後の課題であります。

大きな2番といたしまして、自転車等駐車場についてであります。

①といたしまして、現状と今後の課題。

アといたしまして、設置場所、現有数等について。

イといたしまして、運営方法についてであります。

大きな3番といたしまして、交通不便地域についてであります。

①といたしまして、地域の現状と今後の課題について。

②といたしまして、地域との協働について。

続きまして、大きな4番であります。近隣市等との連携についてであります。

①番といたしまして、現状と今後の課題について。

続きまして、大きな5番でございます。市民との協働についてであります。

①といたしまして、現状と今後の課題についてであります。

以上でございます。

再質問につきましては議席にて行わせていただきますので、よろしくお願いいたします。

[8 番 中村庄一郎君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 初めに、東大和市地域防災計画の現状と今後の課題についてであります。現状の地域防災計画は、東日本大震災後の各種基準等に基づき、新たな被害想定や減災目標等を定め対応を進めているところであります。

今後の課題につきましては、計画の修正から5年を経過しており、この間における震災の教訓や平成29年6月の土砂災害防止法の改正等を反映させるため、計画の修正が必要であると認識しております。

次に、豪雨の対策についてであります。地域防災計画では、洪水やその他の浸水被害の発生、または発生するおそれがある場合、その被害の軽減を図るため、各水防機関は相互の連絡を密にして水防活動を行うものとしております。

市水防本部を設置し、気象情報等に基づく態勢配備、監視警戒、土のう要請への対応、集水ます等の清掃、通行どめの対応など、関係部署が連携し、迅速かつ適切な対応をするように努めているところであります。

また、浸水被害の軽減効果を発揮できる対策として、雨水貯留施設等の設置についても検討する必要があると考えております。

次に、自主防災組織についてであります。地域防災計画では、地域の防災活動の中核組織として重要であり、このため自主防災組織の充実・強化を図っていくこととしております。

引き続き、各種の訓練、事業を通じて、自主防災組織の活性化や新たな組織結成の支援に努めてまいります。

次に、総合防災訓練と水防訓練の現状と今後の課題についてであります。総合防災訓練につきましては平成24年度から内容を大幅に見直し、市職員による事業継続訓練並びに市と関係機関、協定団体との連携を重視した訓練として実施しております。

水防訓練につきましては、集中豪雨、台風等による河川の増水、道路冠水、浸水等の災害に対する水防工法の習熟を図り、関係機関との連携や水防本部運営を確認することにより水防態勢の万全を図ることを目的に実施しております。

今後の課題につきましては、訓練に参加する団体等の意向を踏まえ、より実践に即した訓練内容にしていくことが課題であると認識しております。

次に、消防団の現状と今後の課題についてであります。消防団につきましては、社会環境の変化等からも消防団員数が定員を下回るとともに、消防団員の構成は自営業者より被雇用者の団員の割合が多くなっており

ます。

今後の課題につきましては、特に日中は市外で勤務する団員が多いことから、平日昼間の出動可能人員の確保が課題であると認識しております。

次に、組織と装備についてであります。消防団員数は、平成30年11月1日現在で定員189人に対して152人で37人不足の状況であります。

各分団におきましては、自治会等の実施する防災訓練やイベントへの参加を通じて消防団員の募集を行っているほか、消防団ホームページ、フェイスブック等でも募集を行っております。

また、市におきましても、市報、市の公式ホームページで活動内容を広報するとともに、常時募集を実施しているところであります。

装備につきましては、平成29年度から防火服の更新を進めております。

今後も可搬消防ポンプや無線機等の更新について検討してまいりたいと考えております。

次に、ポンプ車の配備についてであります。直近では平成29年度に第六分団のポンプ車の更新を行いました。更新に当たりましては、現場で実際に使用する消防団の意向を十分に取り入れ更新いたしました。

平成31年度以降も計画的にポンプ車の更新ができるように努めてまいります。

次に、災害時の食事における食物アレルギーの対応の現状と今後の課題についてであります。備蓄食料の入れかえの際にアレルゲン表示のものに更新するとともに、アレルギー対応食品の備蓄につきましては、アレルギー用ミルクと、米を原料とするクッキー等の備蓄を部分的に進めております。

今後の課題につきましては、食物アレルギーは多岐にわたり、行政がそれぞれに対応することは困難なことから、家庭等で計画的に備蓄を進めていただくよう啓発に努めてまいりたいと考えております。

次に、自転車等駐車場の設置場所と現有数についてであります。市民が利用されます自転車等駐車場は、東大和市駅、武蔵大和駅と玉川上水駅、桜街道駅、上北台駅の5駅周辺に市が設置したもの、隣接市で設置したもの、民間で設置したものがあります。

このうち、市が設置しました公共自転車駐車場の場所につきましては、駅からおおむね300メートル未満の箇所に市道用地を含む市有地、東京都水道局用地、都道用地、民有地に設置しております。

平成30年11月末日現在、近隣市や民間で設置しました自転車等駐車場を含めた5駅合計の収容台数は9,724台で、定期利用が5,933台、一時利用が3,791台となっております。

次に、運営方法についてであります。市が設置しました公共自転車等駐車場は、公益財団法人自転車駐車場整備センターが管理・運営を行っております。管理・運営の中で改善点や問題点が生じた場合には、市が主体となって運営事業者と協議し対応をしております。

次に、交通不便地域の現状及び今後の課題についてであります。市では、公共交通空白地域の出現が見られる湖畔地域及び芋窪地域におきまして、地域の皆様、事業者及び市との協働の取り組みによる地域交通の導入を目指しまして、関係機関との調整を進めております。

両地域とも、平成29年度に自治会が中心となりましてアンケート調査を実施しました。平成30年度は運行ルートの調整を整え、試行運行の開始を目標としておりましたが、ルートの設定及び停留所設置の検討に時間を要しており、運行計画及び事業計画はまとまっておりません。また、関係機関と調整を進める中で、運行を

担っていただくタクシー業界全体で運転手不足が深刻であることが知らされました。

地域交通導入に向けての取り組みにつきましては、本格運用を見据える必要があります。公共交通として安全な移動の手段を継続して確保できるよう、粘り強く関係機関との調整を整えるとともに、その状況を地域の皆様に御理解いただき、地域で支え、育てていく取り組みを実現させることが課題であると考えております。

次に、地域交通に係る地域との協働についてであります。地域交通導入の検討に当たりましては、調整事項が複数の関係機関に及ぶとともにさまざまな制約があるため、目指すように進捗が図れない状況でありますことから、関係機関との調整を整えるまでには相当の時間を要するとともに、ルート設定の困難性について地域の皆様に御理解をいただく必要があると思っております。

また、地域交通は限られた地域内の交通であり、需要の規模もそれほど大きくないため、持続可能な公共交通とするためには、その地域で利用を確保する必要があります。そのため、ガイドラインに則した事業とするための利用促進策等の検討を初め、導入した地域交通の運行につきましては、地域の皆様、事業者及び市の協働により管理していく必要があると考えております。

次に、近隣市との連携に関する現状と今後の課題についてであります。現状としましては、市では一部事務組合として東京市町村総合事務組合、また東京たま広域資源循環組合などに、また広域連合として東京都後期高齢者医療広域連合に、機関等の共同設置として市町村公平委員会に加入しているところであります。また、災害時等の相互応援や図書館の相互利用、市長会の助成金を活用した連携事業などにより近隣市等と連携を行っているところであります。

今後の課題につきましては、人口減少や少子高齢化が進展する中、厳しい財政状況や広域的な行政課題の増加、地方分権の進展による事務の増加などが挙げられ、効率的な行財政運営の実現のためには近隣市等との連携について研究をしていく必要があると考えているところであります。

次に、市民との協働における現状と今後の課題についてであります。市では平成27年に策定した東大和市職員の市民協働の推進に関する指針により、職員同士が協働する考え方を共有し、意識をして事業を推進できるよう研修会を実施しているところであります。

今後は、研修の成果をより実践に生かしていく取り組みをさらに進めることが課題であると認識しております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○8番（中村庄一郎君） ありがとうございます。

それでは、1の防災についてお伺いをさせていただきます。

まず、①の東大和市地域防災計画についてでありますけれども、計画の修正の必要を認識しているということでありました。具体的にどのような修正を予定しているのでしょうか。お聞きしたいと思います。

○総務部参事（東 栄一君） 地域防災計画の修正についてでございますけれども、実施計画上では来年度に修正が計画されてございます。

具体的な修正内容といたしましては、平成25年3月修正後に締結いたしました各種災害協定の追加ですとか、あと警報の基準、名称、用語等の修正、それから組織改正に係る事務分掌の見直しです。それと、土砂災害防止法に基づく指定区域の表示や警戒避難体制の記載、それと30年1月から導入を開始いたしました罹災証明を発行する被災者生活再建支援システムの記載などを予定しているところでございます。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） ありがとうございます。そろそろ防災計画の改訂の時期なんだろうなというふうになんかも思っていたところでございます。

東京都の地域防災計画も現在改正を進めているというふう聞いておりますけれども、東京都地域防災計画の改訂の内容を、こちら東大和市の地域防災計画の修正に反映されているのかどうかをお聞きしたいと思います。

○総務部参事（東 栄一君） 東京都につきましては、現在改訂作業中ということで具体的な内容は確認しておりませんが、素案の完成は大体平成31年4月ごろだというふうになってございます。

その後、パブリックコメントを実施をし、最終的には31年の夏以降ごろになるというふう聞いてございますので、予定どおり私どものほうで来年度に修正作業を進めた場合には、できるだけ反映できるように努めたいと考えてるところでございます。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） やっぱこういうものはできるだけ反映できるようにしていただきたいというふう思うわけでございます。

では次に、次の豪雨対策の関連で、先日、土砂災害警戒区域の指定予定区域に住んでいる住民に対する説明会が実施されたというふうに思いますけれども、その内容と、今後地域防災計画にどのように反映されているのかを教えてくださいと思います。

○総務部参事（東 栄一君） 東京都による東大和市内の土砂災害のおそれのある区域の調査がまとまりまして、平成30年8月23日付で土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定予定箇所の公表が行われたところでございます。

これに伴いまして、指定予定区域にお住まいの皆様を対象にして、11月29日に中央公民館ホールにおきまして午前11時からと、それから午後7時からの2回にわたり説明会が開催されまして、両方で約90人の参加がございました。内容といたしましては、土砂災害に備えるための取り組みとしまして、土砂災害防止法の目的、それと内容の説明が行われたものでございます。

東京都の意向といたしましては、来年の3月までに指定をしたいということでございまして、指定されますと、土砂災害のハザードマップの作成のほか、災害情報の収集、伝達、それから早期の避難・救助を円滑に実施できるよう警戒避難体制を整備するとされておりますことから、こうした内容が今後の地域防災計画に反映されるものと考えてございます。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） ありがとうございます。

これはたしか一、二年ぐらい前からでしたかね、調査が東京都のほうから行われて、私のうちの地域も、私のうちにも調査員が来られました。調査されたお宅からはさまざまな意見が出ているのが現実であります。東京都のほうにおいても、そういうお話を都議を通じてちょっとお話しをさせていただいた事情もございます。これについてはまた改めて、進展の過程についてまた御相談をかけるというか、いろいろ内容についてもまた教えていただきたいなと思っております。

それから、豪雨災害の件でございまして、こちらではたしか排水の件ですね、水の件で、先日全員協議会でも、都営向原団地創設用地への雨水貯留施設の整備について東京都に対して要望したということの説明がござ

いました。

この設備については、たしか過去に私もちょっと耳にしたことがございまして、この排水を、市に現在ある排水管の口径を大きなものにして空堀川のほうに流したらどうかというふうなことの想定をされたというふうな話を聞いております。ただ、その川のいろんな現在の事情ですとか、あとは東京都のいろんな事情があつて、あと想定してる予算からではかなりの差があるということで、貯留槽をつくるほうが予算的にはかなり安くできるのではないかなということのお話も聞いております。

これまでも、集水ますのEGSM工法を実施するなどして浸水対策に努力されているのは承知しておりますけれども、期待する浸水効果にはまだまだ至っていないというふうに思います。ぜひ実現するように積極的に要望していただきたいというふうに思います。

それでは次に、自主防災組織についてであります。現在市で把握していらっしゃる自主防災組織は何団体あるのか教えていただきたいとします。

○総務部参事（東 栄一君） 現在市で把握している自主防災組織は39団体でございます。

なお、団体の構成につきましては、全て各地域で防災活動を実施しております自治会及びマンション管理組合でございます。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） それでは、地域の防災力の強化のために自主防災組織の活性化が必要であるというふうに考えておりますけれども、現在市としてどのような取り組みをしているのですか。教えていただきたいとします。

○総務部参事（東 栄一君） 自主防災組織の活性化につきましては、地域における防災意識の向上を図る事業を進めていくことが重要だと認識してございます。

そのため、毎年実施してる防災フェスタや防災モデル地区事業、それから各種訓練への支援などを通じまして自主防災組織の活性化に努めていきたいと考えてるところでございます。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） ありがとうございます。

自主防災組織を活性化していくためには、各自主防災組織や、あとは消防団、こちらなどの関係機関との情報交換——まずはね。それこそ連携です。こちらが最低限必要だというふうに考えます。余りこのような横のつながりがちょっと少ないのではないかとこのように感じられてるんですけど、その点についてお伺いします。

○総務部参事（東 栄一君） 自主防災組織間での連携ですとか、消防団等の関係機関との連携、こういったものにつきましては自主防災組織の活動の活性化について必要なことと受けとめております。

今後防災訓練の合同実施ですとか、イベントの際に合流したりとか、そういったどういう方法があるのか今後研究してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） 自主防災組織間や消防団などの連携というのは、次の防災訓練や水防訓練のあり方にもつながってくるというふうに考えておりますけれども、防災訓練で顔見知りになる機会をつくることとか、情報の交換や連携の第一歩になるというふうに、そういうことがまず第一なんであるのかなというふうに考えております。

ぜひ防災訓練等を通じて、そうした機会、そういうものがつくれるようにして検討していただきたいというふうに思います。事が起こったときってというのは、まずそういう連携っていうか、顔がある程度知れてるということがまず前提で皆さん自由に動いていただくというか、そういうことができるのじゃないかなと思います。

それから、水防訓練についてでありますけれども、毎年6月の初旬ごろに水防訓練を実施されておりますけれども、毎回ほぼ同じような訓練内容だというふうに感じておる次第です。

例えば毎年建設同友会も訓練に参加をしておりますけれども、木材をチェーンソーで切ったり、ユンボで除去したりといった作業になっております。参加する技術者側からも、こんなことができるんですといったもし提案などがあった場合は検討していただけるのかどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○総務部参事（東 栄一君） 水防訓練につきましては、建設同友会さんならではの重機などを活用して、かつ余り大がかりな準備をしなくてもできる訓練ということで、これまでも土砂災害で倒壊した家屋に閉じ込められた被災者の救出訓練として行ってきたところでございます。

今お話があったとおり、こんなことができるといった御提案があればありがたく承りたいと考えてございますので、ただ、市側で準備ができないような内容もあり得ますので、その辺につきましては調整しながら進めさせていただきたいと考えてございます。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） あと、単独の訓練ではなくて、やっぱりこういう場合、緊急時の場合は指揮系統がやっぱりしっかりとしていないと、大勢いても一つも機能しなくなるという部分がございます。消防団との連携とか、消防署との連携など、指揮系統がイメージできるような訓練も非常に必要だというふうに思っております。

また、連携しているところを見せるとか、そういう訓練というふうなことができない、できるのかどうかということもちょっとお伺いしたいと思います。

○総務部参事（東 栄一君） 今水防訓練の中で現在実施している倒壊家屋訓練におきましても、一応倒壊した家屋、重機等で除去した後に、消防団員が中に入って人間を救出するといった一応連携を意識した訓練にはしてるところでございますけれども、訓練参加者が全体の指揮系統をイメージしてもらいながら訓練に参加することは有意義だというふうには考えてございますので、こちらにつきましてはちょっと手法等について今後研究してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） ぜひ、訓練ということでございます。まして緊急時の訓練でございますので、例えば水防訓練というものを年に一度消化するというふうな形のものになっていってはいけないのかなというふうに思います。ぜひそういう意味では手法について研究していただきたいというふうに思います。

それでは次に、消防団についてです。

現状と課題について、改めて説明をお願いいたします。

○総務部参事（東 栄一君） 消防団の現状と課題についてでございますけれども、まず消防団員数は定員を下回っているということが一つです。それからもう一つは、消防団員の構成が、これも市長答弁ありましたが、自営業者よりも被雇用者の団員の割合が多くなっているということで、日中は市外で勤務する団員が多いことから、平日昼間の出勤可能人員の確保が課題であると認識しているところでございます。

以上でございます。



○8番（中村庄一郎君） これも先ほどの自主防災組織等との連携にかかわるんですけれども、自主防災組織や自治会で活動している方々の中には消防団員の経験者なんかもいっぱいいるわけなんです、OBの人たちですね。こういう消防団員が——済みません、消防団員が最低限の人数しか参集できない場合でも、そうした組織との連携があれば協力や支援ができるのではないかとというふうに考えております。そのときの判断の中には、いろんなそういう今までの経験の中からもいろいろ身についた方々が大勢いらっしゃると思いますので、そういう方がやっぱりその現場に駆けつけていただくようなことも必要なかなというふうに思っております。消防団員がそういうところの協力や支援ができるのであれば、まずはそういうふうになってくんじゃないかなというふうに思っております。

また、消火活動をする必要が、その人たちが実際に活動する必要はないわけで、消防活動を知っている経験者が補助的にしてくれるだけでも十分消防の活動の支援につながっていくんじゃないかなというふうに思っております。そうした取り組みについても研究していただければというふうに思っております。これは要望にしておきます。

次に、組織と装備についてでありますけれども、消防団員が37名の不足ということで、余り変化がないようであります。これも従前からお願いしておりますけれども、団員確保のための処遇改善のかなめはやはり手当の部分のやっぱり引き上げというふうに考えます。

以前お伺いしたときには、26市中の平均を下回っているという状況ということでありました。検討する余地はあるのでしょうか。お伺いしたいと思います。

○総務部長（阿部晴彦君） 今お話にも出ましたが、手当等につきましては、現時点におきましても26市と比較しますと平均は下回っているという状況は変わりはありません。

先ほど、今後についても装備あるいはポンプ車の更新を計画的に進めていくということもございまして、多額の予算を伴う事業も予定しておりますので、今の手当の改善につきましては引き続きの研究とさせていただきますと考えております。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） ぜひ考えていただきたいと思います。

何か消防団員さんも特別職になるでしたっけ——になるようであります。公務員さんや我々は公民較差だなんていって、少しずつでも何かそういうときが出てくるようでございますけれども、消防団については前回のたしか手当の改定、私も消防団の経験がありますけれども、改定をしたのが多分二十数年以上前だと思っております。その前は訓練出動が1,700円、火災出動で1,800円ということで、それを2,500円にさせていただいてからもう二十数年たってるっていうことですね。やはりこれはぜひ見直しを検討していただきたいというふうにお伺いしたいというふうに思います。

次に、ポンプ車の配備についてであります。

実施計画でも31年度に2台の更新を予定されているようですが、更新する時期の目安はありますでしょうか。前にもこの件についてはちょっとお尋ねをしたことがありますけど、再度お伺いしたいと思います。

○総務部参事（東 栄一君） 消防ポンプ車の目安ですけれども、使用期限などが消防法に基づき消防用機械器具等の試験、検査を公正に行っている機関というのがありまして、日本消防検定協会というのがございますが、そこが策定した消防車両の安全基準についてという基準がございます。これに基づきまして艀装メーカーが消費者に提示することになってございます。

当市での導入している株式会社モリタのほうでは消防ポンプ車の使用期限を15年としていますことから、おおむね15年を目安に計画的に更新を進めてるところでございます。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） 次に、免許の話もちよっと聞こうかなと思ってたんですけど、このポンプ車の件は、前にもこちらで質問をさせていただいたときの後に、何か私のほうに情報で入ってきたのは、いやいや免許証の件もあるんだったらポンプ車自体を小さくしろと、そうすればそのままっていうふうな話で免許関係なくできるんじゃないかといったようです。

ことし、たしか消防団のほうでポンプ消防車の会社のモリタさんの展示会にお伺いして、そういう小さい消防車も見てきたようであります。ただ、彼らに聞いてみますと、とても機動力にはならないというふうな話をされました。

ですから、この件については、ポンプ車を小さくすればいいんだというふうな話の中で、何かちよっと東京都関連からそういう話がちよっと出たという話を私も聞きましたけども、これは全く、防災の計画の中のことを全く知らない人間でありまして、そうでなくても、ここ数年の間にいろんな火災現場だとかいろんなところがあって、非常に準備段階でおこなっている火災等々も私なんか大きく認識しているわけでございます。

あと、消防団に入れば、準中型免許が取得できるということがあれば、また入団希望者もふえるのではないかというふうに思います。

ぜひそうしたことも研究していただきたいというふうに思います。これも要望といたします。よろしく願いいたします。

○議長（押本 修君） ここで午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時53分 休憩

---

午後 1時29分 開議

○議長（押本 修君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○8番（中村庄一郎君） 済みません、先ほどちよっと言い忘れちゃって、ポンプ車の配備に当たっては、分団で使いやすいものが必要というふうに考えております。ぜひ最大限の分団の意見を取り入れていただいて、更新していただきたいというふうに思っています。

それから、ポンプ車の関連で、前回は一応確認をいたしましたけども、準中型免許の件についても一度改めてお伺いしたいと思います。

○総務部参事（東 栄一君） 準中型免許についてですけども、特に今のところ進展はございません。現在東京都に対する予算要望といたしまして、東京都市長会を通じて、消防団活動に著しい支障を来す可能性があるために、普通免許取得者が準中型免許を取得するための補助制度の新設、それから教育訓練の一環として免許取得が可能となるように、東京都消防訓練所における研修の充実について要望をしているところでございます。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） ぜひその件についてはしっかりと、消防車もポンプ車もやっぱり初期消火の段階で一番大切な部分というのはあると思うんですね。やっぱり機動力に大きく影響すると思いますので、ぜひ準中型免許の取得ができるように努力していただきたいと思います。ひとつよろしく願いいたします。

それでは次に、災害時の食物アレルギーの対応に移りますけれども、改めて現状の備蓄の状況を教えていた

だきたいと思います。

○総務部参事（東 栄一君） アレルギーの対応食につきましては、日本小児アレルギー学会が乳幼児のアレルギーの推計からアレルギー用ミルクの備蓄を通常備蓄用ミルクの3%、それからアルファ化米の備蓄を小児の2%分と提案してございまして、このパーセンテージをもとに、今アレルギー用ミルクと小麦アレルギーのある小児用に米を原料とするクッキー等の備蓄を部分的に進めているところでございます。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） 乳幼児としての少しずつ備蓄を進めているというところですけども、アレルギーを持っている人は乳幼児には限らないということがありますよね。高齢者もいるようですね。ある程度の災害になるとそれなりの備蓄がされてないというふうなことが思われます。

備蓄がされてないと、やっぱり足りないんじゃないかなとか、あとは先般もテレビの報道でもちょっとやってみましたけども、避難所にアレルギーに対応した食品がなかったため避難所にとどまることができずに、自宅に引き返したという人たちがいたそうであります。そのあたりについてはどのように考えているかお聞かせ願いたいと思います。

○総務部長（阿部晴彦君） 災害時の食事というのも非常に大切なものでございます。市におきましては、ただいま答弁がございましたように、食料品の備蓄庫の入れかえの際などに計画的に食物アレルギーへの対応を進めていくということが一つございます。

一方で、食物アレルギーを起こすアレルゲンにつきましては非常に多岐にわたっておりまして、行政がその個々に対応するということは現実問題非常に難しいということがございます。

また、食物アレルギーに関しては、やはり万が一の誤食による健康被害等が起きてはいけませんので、そういう面では行政もアレルギー源の対応は進めますが、一方では各御家庭で計画的にその体に合ったといいますか、食事がとれる、その方のお体に合った食物を備蓄していただきたいということで啓発は行政のほうもしていきたいと考えております。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） アレルギーを持つ方々にですね、それだったらふだんから心がけてもらうために、パンフレットですとかビラのようなものを市で配布してはいかがなものでしょうか。

○総務部長（阿部晴彦君） 啓発と申しましたけども、市報あるいは公式のホームページに加えて、これからも地域での防災訓練あるいは防災での講話などの際にも周知には努めたいと考えております。

また、現在はパンフレットやビラのようなものはございませんけれども、今後研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） なかなかそういうアレルギーの種類が多いということで、なかなか備蓄というのは難しいようではありますが、できるだけ時間をかけても、自分で用意していても突如のことで持ち出すことができないとか、あと家屋が倒壊しちゃって、それでもうそれが食物として扱いができないというふうなことなんかもあると思うんですよね。ですから、できるだけ少しずつでもそういうものに心がけていただいて、お願いをしたいと思います。よろしく願いいたします。

続きまして、次に、自転車等駐車場についてお伺いをいたします。

まず初めに、昨年8月から11月にかけて各駅の自転車等駐車場を有料化しましたが、利用者からは、苦勞

してとめることもなく、出すこともスムーズになり大変よくなったとか、以前はとめたところから移動させられて見つけるのも大変だったのが、それもなくなり環境がよくなったというような話を聞いております。

一方で、定期利用を待っている人、人数が非常に多くて使えないとか、一時利用が満車でとめられなかったとの話も聞いております。

そこで、最近の各駅、東大和市駅、武蔵大和駅、玉川上水駅、桜街道駅、上北台駅の現況をお聞かせ願いたいと思います。

○**土木課長（寺島由紀夫君）** 各駅の状況についてということでございますが、まず東大和市駅についてでございますが、東大和市駅は市の公共自転車等駐車場はなく、西武鉄道、小平市の自転車等駐車場が設置されてございます。

平成29年8月から有料化を実施しまして、当初は定期利用も一時利用も不足してございましたが、西武鉄道で平成30年1月から定期利用箇所150台分を増設していただいたことで定期と一時の不足が解消され、現在はスムーズに利用できていると認識してございます。

次に、武蔵大和駅周辺の自転車等駐車場でございますが、武蔵大和駅は平成29年10月から有料化を実施しまして、当初は定期利用の不足がございましたが、西武鉄道との話し合いによりまして、西武鉄道運営の一時利用箇所を平成29年12月下旬から12時間100円を24時間100円に変更していただいたことと、定期利用額の割り増しを実施したことによりまして、現在では定期、一時利用ともに余裕があるような状況でございます。

次に、玉川上水駅でございますが、玉川上水、桜街道駅、上北台駅は平成29年11月から有料化してございます。

玉川上水駅につきましては、有料化当初、定期と一時の両方が不足してございましたが、定期利用は定期利用枠の割り増しを行いまして約100人空き待ちの利用者の方がおりましたが、現在では解消されてございます。また、一時利用は満車になることが、たまにでございますけど、満車になることがございますことから、現在一時利用箇所の増設を検討しているところでございます。

桜街道駅につきましては、有料化当初、一時利用箇所が満車になるところが多くございましたが、平成30年8月に定期利用の一部を変更しまして一時利用を20台増設したことと、駅舎下の西側の民有地に民間の自転車等駐車場が46台新設されたことから、現在は解消されていると認識してございます。

最後に、上北台駅でございますが、有料化当初は定期と一時の両方が不足し、5駅の中では最も不足台数が多かったということで認識してございますが、平成30年3月に定期利用箇所を202台新設を行いまして、定期利用枠の割り増しを実施しましたことから、約300人の空き待ちの利用者の方がおりましたが、現在では30人から40人程度まで減少してございます。一時利用につきましては満車になる日が現在も多くございますことから、現在一時利用の増設を検討しているところでございます。

以上でございます。

○**8番（中村庄一郎君）** 最近の各駅周辺の自転車等駐車場についてはよくわかりました。

まだまだ改善が必要な箇所がありますけれども、市でも努力していることはよくわかりますけれども、引き続き利用者が安心して駐車できるような対策をお願いしたいというふうに思っております。

次に、運営方法とシステムについてお聞きします。

運営については民間事業者をお願いをしておりますけれども、利用料金の収入はどのような処理がされているのか教えていただきたいと思っております。

○土木課長（寺島由紀夫君） 運営事業者につきましては、市との協定によりまして公益財団法人自転車駐車場整備センターでございます。

利用料金の収入についてでございますが、有料化に当たりましては、ラック類の整備や管理人室の設置、駐車場内の舗装整備、街灯の設置などの工事費や設計費、事務費で、施設の設置に要する費用としまして、東大和市駅を除く4駅合計で4億800万円かかってございます。この費用は、運営事業者がみずから費用を出して整備してございます。

利用料金につきましては、この設置に要した費用を運営事業者が回収するために運営事業者の収入になってございます。その回収が終わるのがおおむね19年かかると試算されてございまして、回収された段階で運営事業者との契約が解除となるシステムになってございます。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） そうですか、19年かかると。そうすると、解除後は民間に運営をお願いする場合、どこか事業所と新たな契約を結ぶか、市が直営、直接営業するかを判断して決めていくことになるわけですか。

○土木課長（寺島由紀夫君） 解除後につきましては、民間に運営をお願いする場合はどこかの事業者とまた新たな契約を結ぶか、市が直接運営するかを判断して決めていくことになるかと想定してございます。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） ありがとうございます。まだ19年かかるとのことですね。

次には、一時利用と定期の利用方法も具体的に聞きたいというふうに思いますけれども、まずは一時利用の利用方法について教えてください。

○土木課長（寺島由紀夫君） 一時利用につきましては、契約は必要とせず、1回当たりの御利用ごとに料金をお支払いいただくシステムでございます。

公共自転車等駐車場の場合は、一時利用の駐車場におきまして、電磁ロック式となっておりますラックに前輪をはめ込みますと、その時点から利用時間、利用料金が発生します。1回当たり24時間100円としてございます。24時間を超過するとまた100円が加算されるというようなシステムになってございます。

支払いにつきましては、駐車場から出るときに精算機で自分がとめました駐車番号を入力して料金を支払うと、電磁ロックが解除されて自転車を取り出せるというシステムになってございます。

参考的に、民間の自転車等駐車場についてでございますが、1カ所当たり8時間100円の箇所もあれば、12時間100円の箇所もございます。武蔵大和駅の民間自転車等駐車場は24時間100円としてございます。また、ゲート式の支払い方法で出入口で料金を精算するシステムもあるような状況でございます。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） ありがとうございます。一時利用のほうはわかりました。

次に、定期利用についてであります。利用者が定期利用の契約を行うときに、そして期限が切れて更新するときの方法について伺いたいと思います。

利用者の市民から、詳しくは聞いていないんですけども、定期の更新時に管理人のほうからいろいろと言われてスムーズに契約ができなかったとの話を聞いたことがございました。一般的に、定期の契約方法、更新手続の方法をお聞かせください。

○土木課長（寺島由紀夫君） 公共自転車等駐車場について申し上げます。

定期利用につきましては1カ月、3カ月、6カ月の3通りがございまして、利用者が自由に選べるように

なってございます。また、市民の方または武蔵村山市在住の方でございましたら、3カ月、6カ月で割引が適用される金額となっております。

初めの契約の手続でございますが、各駅の管理事務所に伺っていただきまして、氏名、住所、連絡先等の必要な書類の手続と、自転車に張る定期利用シールを購入するためのカードをつくっていただきます。このカードについては無料となっております。このカードで管理事務所に設置してございます定期利用シールの購入機で1カ月、3カ月、6カ月の利用条件を選んでいただき、定期料金を支払ってシールを購入するシステムとなっております。シールは自転車に張っていただきます。

更新時におきましては、期限が切れる前に同様にシールを購入することになってございます。万一更新することを忘れてしまった場合、期限が過ぎてしまった場合には4日間の猶予がございまして、この日を過ぎてしまうと契約からやり直しというような条件になってございます。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） それでは次に、上北台駅について質問をしたいと思います。

他の議員からも質問がありましたが、やはり一時利用箇所が少ないとの声がございまして。現在一時利用の増設を検討しているということですが、一時利用箇所が駅の西側にしかなくて、そこまで行くのが大変だというようなお話がありました。

この増設については、何とか東側に設置していただきたいというふうに思うんですけれども、その辺の検討はいかがなものでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） 上北台駅についてでございますが、現在一時利用台数を増設することを検討してございますが、一時利用箇所が駅舎の西側にしかないことから、東側に設置することが望ましいと考えてございます。また、東側にないことから、市民の方から東側に一時利用箇所ができないかとの要望もございまして。

そのため、駅舎東側の都道の広がっている歩道上、薬局側の前ぐらい、すぐ西側の広い歩道でございまして。この歩道上に新たに設置することを現在検討しているところでございます。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） ありがとうございます。ぜひ検討を進めていただきたいというふうに思います。

最後に、上北台駅の定期利用箇所が現状であっていることについて提案をさせていただきたいことがございます。

駐輪場をまず利用する市民の方から、新青梅街道沿いの第4公共自転車等駐車場、定期利用のみということですが、いつも半分程度あいているというような話がございまして。

一時利用が不足してる中、このあいている状況はその土地を定期利用のためだけに使用するのはいらないというふうに思います。ほかの自転車等駐車場もそうですけれども、夜はどこも大分あいております。この空きを利用してプリペイドカードとか、その他何らかのカードで時間貸しができれば利用者も使いやすくなり、利用料金も収入もふえ、運営事業者の回収期間も短くなるのではないかとというふうに考えますが、機械が必要になるかとは思いますが、このような方法ができないものかをお伺いしたいと思います。

○土木課長（寺島由紀夫君） 先ほども申し上げましたが、一時利用につきましては、1台ずつ電磁ロック式のラック式としまして、料金の支払いが終わったら電磁ロックが解除されるシステムになってございますが、定期利用は定期のシールを購入し自転車に張り、所定の公共自転車等駐車場であればいつでもフリーにとめられるようになっているというようなシステムになってございます。

定期利用の一部を今議員がおっしゃられたように一時利用にするためには、料金を必ず支払うようなシステムにしなければなりません。そのためには、自由に自転車の出し入れができないような機械のシステムが必要になってきます。定期利用者と混合して実施することは、そのような状況から困難な状況でございます。

定期利用の空きが多くある箇所につきましては、利用人数の割り増しを行い、なるべく満車に近くなるような対応をしなければならないことと、それでも空きが解消されなければ、定期利用箇所の一部を一時利用に変更することを検討する必要があると考えてございます。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） ありがとうございます。

自転車のような小さいものを一定時間駐車して利用してもらおうとやっていくことって非常に難しいところなんでしょうね、きっとね。土地を利用していただくことってというのは大きな問題でありまして、その都度やっぱり定期的にいろんな検討をしながら、使う人の身になって考えていただきたいというふうに思います。

まだまだ始まったばかりの駐輪場でございます。ぜひ定期的にいろんな検討をしていただいて、市民の扱いやすいようにしていただければというふうに思います。よろしくお願いします。

それでは、交通不便地域についてであります。

初めに、市がガイドラインで位置づけているコミュニティ交通、これは小平市をモデルにしているというふうに聞いております。私も小平のほうに視察に行ってきたしていろいろ拝見させていただいたところでありまして、小平市の現在の状況、現況及び課題についてお伺いをしたいと思います。

○都市建設部副参事（内藤峰雄君） 小平市の現状についてであります。小平市ではコミュニティタクシーといたしまして市内に3ルートを実証実験運行を実施しております。

最初に3ルートについてでございますが、平成29年度の実績でございます。

1路線目の大沼ルートにつきましては、1日の平均利用者が90.6人、運賃等収入が331万5,000円余り、運行経費は844万8,000円余り、差し引きの収支につきましてはマイナス513万3,000円余りであります。

2つ目の栄町ルートにつきましては、1日の平均利用者が107.8人、運賃等収入が379万1,000円余り、運行経費は849万1,000円余りで、差し引き収支はマイナス469万9,000円余りでございます。

3ルート目の鈴木町ルートでございますが、1日の平均利用者が81.5人、運賃等収入が302万円余り、運行経費は862万4,000円余り、差し引きはマイナス560万4,000円余りとなっております。

平成30年7月から鷹の台駅西側にルートを設定して開始した実証実験運行につきましては、現在1日の平均利用者が32人ほどとなっているとのことでございます。

運行についての課題といたしまして、人件費や燃料費の上昇により経費増の傾向にあるというふうに聞いております。また、道路事情等により運行におくれが生じ、時に定時性の確保が難しい状況が見られることなどが挙げられております。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） ありがとうございます。先行してる小平市の状況はよくわかりました。

それでは、市長答弁について順次確認をさせていただきたいと思います。

タクシー業界全体の問題として運転士不足が深刻とのことでもありますけれども、本事業へのタクシー事業者への協力は得られそうにないということなのかどうなのかお伺いします。

○都市建設部副参事（内藤峰雄君） タクシー事業者の事業への参画についてでありますけれども、現在運行に

ついて東大和市を圏域に含みます東京ハイヤー・タクシー協会三多摩支部を通じまして相談に応じていただいております。いただいたアドバイスを踏まえ、関係機関との調整を行っているところでございます。

また、試行運行への協力につきましては、事業者負担が及ばないこと、運転士の確保について市及び地域の協力を得られるようであれば可能との考えが示されているところでございます。

以上です。

○8番（中村庄一郎君） この事業は、協働の事業として行われております。協働の事業として継続させるためにはどのようなことが必要なかをお伺いいたします。

○都市建設部副参事（内藤峰雄君） 事業を継続させるための協働についてでありますけれども、利用者が見込みを下回った場合の負担を事業者を求める仕組みでは、事業者の協力を得られないと考えております。

そこで、安定した収入を確保するため、地域で利用促進を図る取り組みを行うことが大切であると考えております。また、収入増を図るため、地域での支援策についても検討する必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） ありがとうございます。

地域での利用促進を図るといふことと、地域での支援策についても検討する必要があるということでございますけれども、既に先行しているところの小平では、人件費や燃料費の上昇により経費増の傾向にあるということが今の現状のようであります。

それでは、バスやタクシー業界において運転士が不足している実態は報道等で知らされておりますけれども、身近なところでの問題に接する——今回こういうことに携わってきて、身近なところでのこの問題に接することになったわけではありますけれども、運転士の確保について、事業者との協働というのはどうにかできるものなのかどうか教えていただきたいと思っております。

○都市建設部副参事（内藤峰雄君） 運転士の確保についての協働についてであります。コミュニティ交通に従事する運転手の募集記事を市報等に掲載することや、地域の方々の人脈を通じて協力者を募るといったようなことが考えられます。

今後タクシー業界への相談や地域の検討会におきまして具体的な検討を行っていきたいと考えております。

以上です。

○8番（中村庄一郎君） それでは、かわりに、事業者の参画が得られなかった場合は、地域を限定した乗り合いタクシーの運行はできないことになるというふうに思いますけれども、その場合、福祉有償運送等のほかの取り組みは考えられるのかどうか教えていただきたいと思っております。

○都市建設部副参事（内藤峰雄君） 乗り合いタクシー以外の取り組みについてということになると思っておりますが、既存のタクシー事業者等により国土交通大臣の許可を受けて輸送サービスの提供が困難になった場合には、道路運送法に規定する登録を受けて自家用有償旅客運送を活用する方法もございます。

この代表的な例といたしますのが、ただいま中村議員から御指摘のあった福祉有償運送になりますけれども、この運送につきましては、NPOや社会福祉法人等が営利とは認められない範囲の対価によって定員11人未満の自家用自動車を使用して、要介護者、身体障害者に対してドア・ツー・ドアの個別輸送のサービスを提供するものであります。不特定多数の利用に着目いたします公共交通とは性質が異なるものであります。

また、これも公共交通の範疇からは外れますが、対価を得ない場合には、道路運送法で規定します許可また



は登録を要しない運送により移動手段を確保している例もございます。自治会等が体制をとりまして、主体となって関係機関との調整を整え運行しているものであります。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） ありがとうございます。

以前に武蔵村山市のMMシャトルの乗り入れについて検討されたことがあったと思いましたが、実現しなかった経緯についてちょっとお伺いをしたいと思います。

○都市建設部副参事（内藤峰雄君） MMシャトルの乗り入れにつきましては、回送車両の活用として武蔵村山市と調整をしたことがございます。その際は、MMシャトル自体の運行計画に支障が出ないということが前提となり、設定できるダイヤが限定的でありました。また、MMシャトルの運賃が1乗車170円であるところ、ほぼ同じルートを運行いたします現行の立川バスの運賃は初乗りが180円であること、ちょこバスが1乗車180円であること等の調整のとり方等が課題となり、実現に至らなかったというふうに把握しております。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） ありがとうございます。

この交通不便地域においては、過去にもいろんな検討がございました。

それでは、話を地域交通の検討に戻しますけれども、アンケート調査により需要予測を行ったものの、調査時点では停留所の位置が定まっていなかったことなどを考えると、実際に運行してみないとどの程度の利用があるかわからないというふうに思います。

また、昨今の規制の問題で大分規制が厳しくなっているようでもありますね。そんな中では、道路状況だとか、あとは交通の接続点の問題ですか、交差点なんかの問題だとか、停留所の安全確保の問題だとか、過去にちょこバスやMMルートなんかが開通したときは大きく隔たりがあって、非常に厳しいところがございます。

そんな中では、地元の皆さんにたくさん協力していただいて、芋窪についてはバス停なんかの御協力もいただいたり、皆さんでいろいろな検討もしていただいたり、また東大和警察署も非常に協力的でありまして、今警視庁、こちらの許可をとるばかりになってると思います。おかげさまで都市計画の皆様にも何度も警視庁のほうに足を運んでいただいたり、今いろんな段階でいろんな試行をしてみたり、バス停の安全性の確認の試行もしてみたり、いろんな形であるとは思いますが。

そのような状況にあって、また仮に、思うように、今の話のように、例えば交通の検討をしていますけれども、需要予測です、これも行ってアンケート調査もしました。ですけど、思うように利用者がなかった場合でも、市の補助額はガイドラインに定める500万を上限とするものなのかどうかお聞きをしたいと思います。

○都市建設部副参事（内藤峰雄君） 市の補助額についてであります。コミュニティ交通の運行につきましては、その事業性について、東大和市地域公共交通会議におきまして協議されるものであります。ガイドラインに則した運行計画及び事業計画を立案する必要があります。

また、コミュニティ交通は特定の地域を対象とした公共交通であり、移動手段の確保についてさまざまな御意見がある中、ガイドラインに則した事業であることが大切であります。

そのため、本格運行におきましてはガイドラインの基準を厳格に管理する必要があります。ガイドラインにも規定しておりますように、基準を満たさない運行は実施できないものと考えております。

ただし、運行経費の算出に当たりましては、複数年の運行を前提といたします本格運行と、6カ月間を運行する試行運行とでは経費の見積もりが異なるものと認識しております。

今後の運行計画、事業計画の作成及び予算見積もりにおきまして具体的な検討を行ってまいります。

以上です。

- 8番（中村庄一郎君） この質問の中にも協働という言葉を出させていただきました。協働の事業という中では、先ほど来からお話が出てますガイドラインの基準に厳格に管理する必要があるということでございます。ただ、その協働の事業というのは、また後ほど協働の部分で質問させていただきます。

協働の部分ということの中にあるのには、いろんな確かに厳格な部分の協定事項とか、規則だとか、予算だとかというのがちゃんと見守らなくちゃいけないと。それにありて協働ありということもあるかもしれません。

ただ、市民も動いて、市役所も動いて、事業が動き始めた中で、じゃ結果として何がこの事業を進めるのかというふうな話になったときの、このときの場合の協働ということが、例えば市民サービスだとか、いろんな意味の中で、行政というのがどういうふうにあるべきかということ、こういうこともやっぱり協働の中、協働という言葉で逃げないでいただきたいというふうに思います。業者との調整も大変だというふうに思います。ただ、予算措置において、協働する立場としての市の姿勢をもう少し示していただければというふうに思います。

最後に、公共交通として地域交通の導入に協働で取り組むことの意義をどういうふうと考えてるのかお伺いをいたします。

- 都市建設部副参事（内藤峰雄君） 協働の意味でございますけれども、公共交通は重要な社会インフラであります。利用されなければ継続は困難となります。特にコミュニティ交通のように限られた地域で運行する交通は、その地域で守り育てていくことを地域の共通認識とする必要があります。

そのためにも、導入段階からその地域の実情に合った交通を検討する必要があり、地域、運行事業者及び市による協働が欠かせないものと考えております。

以上でございます。

- 8番（中村庄一郎君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、近隣市との連携についてであります。

人口減少や少子高齢化が一段と進展する中、市は今後より一層効率的な行政運営が求められてくるものというふうに考えております。こうした大きな課題に対して、一つの有効な対応策として、自治体同士の連携による事業実施があるのではないかとこのように考えます。

そこで、近隣市との連携についてを伺います。

先ほどの御答弁によりますと、近隣市との連携についてはさまざまな形態があるようですけれども、具体的な連携事例についてもう少し詳しく教えていただきたいと思っております。

- 企画課長（荒井亮二君） 市が行っております連携といたしまして、まず大きなところで一部事務組合、そして広域連合というものがございます。こちら、地方自治法の第284条に基づきます地方公共団体の組合としまして、一部事務組合は、普通公共団体の事務の一部を共同処理するため設けることができるものとされてございます。また、広域連合は、普通地方公共団体の事務で広域にわたり処理することが適当であると認めるものに関し設けることができるとされてございます。

東大和市が現在加入しているものとしたしましては、一部事務組合では、市長答弁で挙げたもののほかに、ごみに関する共同処理を行います小平・村山・大和衛生組合、そして病院に関する共同処理を行います昭和病院企業団、また議員の皆様の公務災害の事務について共同処理を行います市町村議会議員公務災害補償等組合

などがございます。

また、広域連合の例といたしましては、市長答弁で挙げました東京都後期高齢者医療広域連合となっております。

また、次に、その他の連携の形態といたしましては、例えば震災時等の対応といたしまして、多摩地区31市町村との間で相互応援に関する協定を締結しております。また、図書館につきましては、立川市、東村山市、武蔵村山市と相互利用を行っているところでございます。

また、その他市長会の助成金を活用いたしました連携事業というものもございまして、例えば子供の感動体験を目的といたしました地域の戦争・平和学習及び広島派遣事業や英語チャレンジ体験事業、また地域の魅力向上を目的といたします狭山丘陵を核といたしました地域の魅力向上に資する事業などにつきまして、複数の市と連携をし実施しているところでございます。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） さまざまな連携体制があるのはわかりました。

それでは、市では近隣市等との既にさまざまな連携を行っているということが把握できてきましたけども、こうした取り組みの中で連携を行うことについてのメリットや成果についてどういうふう考えてるのか教えていただきたいと思います。

○企画課長（荒井亮二君） 連携を行うメリット、成果についてでございます。

まず、広域的な行政課題ですとか、また一市単独で行いますと多大な経費を必要とするもの、また専門的な組織の設置や職員の配置が必要になるものにつきましては共同で処理いたしたり、また連携を図ることで広域的な行政課題の解決、そして経費の削減、行政運営の効率化、また市民の利便性の向上などが図られているものというふうに考えてございます。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） 近隣市との連携については一定のメリットや効果があることがある程度理解をできました。

今後近隣市等との連携を通して取り組むべき課題についてはどのように考えておるか教えていただきたいと思います。

○企画課長（荒井亮二君） 近隣市等との連携により取り組むべき課題というところでございます。

人口減少ですとか、また少子高齢化の現在進展しているところ、また新たに業務が国や東京都から市に移譲されるなど、こういった新たな行政課題が生じることが今後見込まれてございます。

こういった中で、財源の問題ですとか、行政課題、そういったところの大きなところなどによりまして、一市だけではなかなか対応が難しいことがさらにふえてくるものと考えてございます。

そのような一市では解決できないような広域的な課題の解決、またスケールメリットによりまして行政運営の効率化が図られるようなもの、また市民の利便性を高めることができるようなものにつきましては、近隣市等との連携を検討していく必要があるというふうに考えてございます。

こうしたことから、近隣市同士が共通認識を持つために、日ごろから情報共有ですとか意見交換をしていく必要があるというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） ありがとうございます。

近隣市同士の情報共有や意見交換が必要であるということのお話がありましたけれども、過去に近隣9市の市長が参加するサミットが行われております。一時中断した後、数年前から再開したというふうに記憶しておりますけれども、現在の状況について確認をさせていただきたいと思います。

○企画課長（荒井亮二君） 近隣9市の市長によるサミットでございます。こちらにつきましては、平成16年度から平成19年度まで毎年度開催されておりました。その後、一時中断をいたしました。平成28年度から改めて開催し、それ以降、毎年度開催しているところでございます。

こちらの広域連携サミットにつきましては、市域を超えました広域的な観点から対応すべき行政課題、こういったところを多く抱えてございますことから、既存の枠組みを超えまして新たな広域連携のあり方を検討すること、こういったことを目的といたしまして開催しているものでございます。

開催に当たりましては、9市の担当者が定期的集まりまして情報共有ですとか意見交換を行いながら、9市の市長の御意向を踏まえながらテーマや内容を調整しているところでございます。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） 9市の市長による広域連携サミットについて、その成果や今後の課題について教えてほしいと思います。お願いします。

○企画課長（荒井亮二君） 平成28年度に再開されました以降というところで成果といたしましては、このサミットの開催を通しまして9市の市長や職員が広域的な視点から情報共有また意見交換を行う貴重な場となっております。

また、サミットの中で提案のございました連携事業、例えば図書館の相互利用の拡大ですとか、またシェアサイクルの共同利用ですとか、こういったところの個別に研究をすることが始まったところでございます。そういったところが一つ成果として挙げられるかというふうに考えてございます。

また一方で、課題といたしましては、9市ではそれぞれ行政事情ですとか地理的な環境、また歴史文化等が異なっているところでございます。こういったところで、サミットを契機といたしまして、9市全体がまとまるというところで一つの取り組みを行っていくことというところではさまざまな調整が必要になるものというふうに考えてございます。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） 今後人口の減少や少子高齢化がさらに進展する中、市は厳しい財政状況が見込まれておりますが、その一つの対応策として、複数の自治体同士が連携を行うことは、行政運営の効率化や、あと市民の利便性の向上に資するものであるというふうに考えております。

今後も近隣市等との連携についてはさまざまな分野で推進していくことを要望して、この質問を終わらせていただきます。

続きまして、市民との協働についてであります。

市では、市民との協働の事例としてはどのようなものがあるか、また今現在どのくらいの協働の取り組みがあるのか教えていただきたいと思います。

○地域振興課長（大法 努君） 現在行政評価の一環で実施している振り返りシートを活用いたしまして、協働事業の取り組み状況を把握しているところでございます。

平成29年度におきましては、うまかんべえ～祭での実行委員会形式の協働事業、狭山緑地管理事業におけるボランティア形式の協働事業など、109の事業において市民協働の形態を取り入れております。

また、自治会におきましても、市のみならず、地域の民間事業者と連携した防犯活動や、災害時を想定し平常時からさまざまな主体との地域連携に取り組んでいる事例もございます。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） 協働の事例の紹介がありましたけれども、さきに質問いたしましたけれども、消防団の活動なども協働の一つの形であるというふうに思われます。

市民や地域団体、ボランティア団体との協働によりどのような効果を期待してるのかをお伺いしたいと思います。

○地域振興課長（大法 努君） 特定の分野における専門知識やノウハウを有する団体等との協働により、新たな発想を盛り込んだ効果的な事業が展開できたり、地域に根差した活動を行う団体と協働することで地域の実情に合った事業を実施でき、地域の活性化をもたらす効果が期待できるものと認識をしております。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） 今後の市の発展を考えますと、協働の取り組みというのは欠かせないというふうに思うんですね。

過去の市長さんにおいては、なかなかこの協働という言葉はなかなか事業として出てきたようなあんまり記憶がないのが事実でありまして、この尾崎市長になってから協働という事業というのは結構いろんな分野に進んできたんだなど。今も聞きまして、109の事業において市民協働の形態を取り入れておるといことであります。

それでは、今後の市の発展を考えますと、協働の取り組みは欠かせないと思いますけれども、市としては市民協働の必要性をどのように認識してるのかお伺いをいたします。

○地域振興課長（大法 努君） 市民のニーズが多様化・複雑化する時代にあって、地域の多様な主体が力を合わせてさまざまな地域資源やマンパワーがつながり、知恵を出し合い解決することが地域の課題解決には欠かせないものであります。

市といたしましても、市民、地域、事業者などと適切な役割分担を築きながら関係性を構築し、さまざまな事業において協働の手法を取り入れることで市民ニーズに的確に対応していくためにも、市民協働を推進する必要があると認識をしております。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） ありがとうございます。

協働という事業なんですけれども、協働というのは非常に難しい事業の一環なのかなというふうに思っているのは、協働であってもフィフティー・フィフティーであるか、どのくらいの、それぞれの事業所にしてもそうですし、いろんな団体にしてもそうですし、役割分担を築きながら事業を進めていくということがあると思います。

その中では、依存性を強く持つという部分のことも求められることが非常にあるとは思いますが。また、長期の検討を有する事業、この中で依存性を強く求められたり、いろんな部分の中では、最終的な判断をどこでされるかということは非常に大きく影響するんじゃないかなというふうに思います。

要するに、その中では、例えば費用についてもそうだろうし、いろんな責任問題だとか、そういうものも含めて協働で進めていくということの中には非常に大切な問題が幾つかあるというふうに思います。ましてや、地域の課題解決のために協働を利用されるということであったときに、最終的に市の判断があるというふうに

考えております。

ぜひ、そんな中では、長期的な事業ですとか、あとは最低限こういうものは協働で進めていかなければしょうがない事業とか、そういう部分のことが多々あると思いますので、ぜひその中では協働であった価値観みたいなものをしっかりと認めていただいて、御理解をいただいて、十分にその事業に対して進めていただけるような行政側の判断をお願いしたいと思います。

言葉がまとまりませんでしたけれども、以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（押本 修君） 以上で、中村庄一郎議員の一般質問は終了いたしました。

---

○議長（押本 修君） これをもって、本定例会における一般質問は全て終了いたしました。

---

○議長（押本 修君） 以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

ここで、会議の休会についてお諮りいたします。

あす12日から14日及び17日、18日の5日間につきましては会議を休会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

---

○議長（押本 修君） これをもって本日の会議を散会いたします。

午後 2時20分 散会